

令和 8 年

笛吹市議会
第 2 回定例会会議録

令和 8 年 6 月 1 2 日 開会

令和 8 年 6 月 3 0 日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第112号

令和8年笛吹市議会第2回定例会を次のとおり招集する。

令和8年6月5日

笛吹市長 山下政樹

1. 期 日 令和7年6月12日 午後1時30分

2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（19名）

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

不応招議員（なし）

令和 8 年

笛吹市議会第 2 回定例会

6 月 1 2 日

令和 8 年 笛吹市議会 第 2 回 定例会

1. 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 8 年 6 月 1 2 日
午後 1 時 3 0 分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会関係諸般の報告
- 日程第 4 市長行政報告並びに提出議案要旨説明
- 日程第 5 報告第 1 号 令和 7 年度笛吹市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 2 号 令和 7 年度笛吹市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 3 号 令和 7 年度笛吹市水道事業会計繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第 4 号 令和 7 年度笛吹市公共下水道事業会計繰越計算書の報告について
- 日程第 9 承認第 1 号 笛吹市公民健康保険税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 10 承認第 2 号 笛吹市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 11 承認第 3 号 笛吹市都市計画税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 12 議案第 47 号 笛吹市林野火災予防条例の制定について
- 日程第 13 議案第 48 号 笛吹市行政手続条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 49 号 笛吹市長等の損害賠償責任の一部改正について
- 日程第 15 議案第 50 号 笛吹市印鑑条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 51 号 令和 8 年度笛吹市一般会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 17 議案第 52 号 令和 8 年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 18 議案第 53 号 令和 8 年度笛吹市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 19 議案第 54 号 令和 8 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 20 議案第 55 号 令和 8 年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 21 議案第 56 号 令和 8 年度笛吹市水道事業会計補正予算 (第 1 号) について

- 日程第22 議案第57号 令和8年度笛吹市春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第58号 令和8年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第59号 令和8年度笛吹市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第60号 契約の締結について（石和第一保育所建設工事（建設主体）（債務））
- 日程第26 議案第61号 動産の取得について（笛吹市統合書庫書架購入）
- 日程第27 議案第62号 動産の取得について（本庁執務室レイアウト改修備品購入（3期））
- 日程第28 議案第63号 動産の取得について（電源照明車購入（明許））
- 日程第29 議案第64号 動産の取得について（高規格救急自動車購入（救急2）（明許））
- 日程第30 議案第65号 動産の取得について（消防ポンプ自動車購入（明許））

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	15番	古屋 始芳
16番	海野 利比古	17番	中川 秀哉
18番	渡辺 清美	19番	神宮 司正人

3. 欠席議員（1名）

14番 保坂 利定

4. 会議録署名議員

1番 樋口 滝人 2番 三枝 賢治

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	小 林 匡
総合政策部長	小 澤 宏 之	会 計 管 理 者	佐 藤 み の り
市民生活部長	太 田 孝 生	保健福祉部長	岩 間 正 剛
子供すこやか部長	田 中 暁 子	産業観光部長	角 田 一 満
建 設 部 長	堀 内 正 博	公営企業部長	金 井 久
教 育 部 長	手 塚 克 己	総 務 課 長	坪 寛 信
政 策 課 長	荻 原 昭	財 政 課 長	柿 嶋
消 防 長	柿 嶋 秋 人		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	橘 田 美 穂 子
議 会 書 記	小 澤 卓 也

○議長（神宮司正人君）

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年笛吹市議会第2回定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、日ごろより市政の運営にご理解とご協力をいただいておりますことを、心から御礼を申し上げます。

6月に入り、周囲の山々が緑に囲まれ、一層自然の美しさを引き立てております。また、こちよい吹く風に初夏の気配を感じるようになり、紫陽花の花が一層鮮やかに映える季節を迎えております。

気象庁は7日、関東甲信地方が梅雨入りしたと見られると発表いたしました。ここ数年、毎年のように各地で集中豪雨などが観測され、多数の人的、建物被害が発生してきております。

様々な被害は、日ごろからの備えによって減らすことが可能ですので、災害に備えた対策にも力を入れていく必要があると改めて感じておるところでございます。

日々の生活にも様々な影響を与えますので、体調管理には十分ご留意いただき、ご活躍いただきたいと思います。

いよいよFIFAワールドカップ2026が6月12日、本日の未明、開幕となり、7月19日にかけて熱戦が続きます。

日本代表の試合は、第1戦が15日（月曜日）、日本時間午前5時からオランダ、第2戦が21日（日曜日）、午後1時からチュニジア、第3戦が26日（金曜日）、午前8時からスウェーデンとの日程となります。

日本サッカー協会は、2050年までにワールドカップ優勝という壮大な目標を掲げております。その実現に向けて、現在地を図る重要な大会となり、いまだワールドカップでベスト16の壁を突破できてはおりませんので、まずは史上初のベスト8進出を果たすことが現実的な目標となるのではないかと考えるところであります。

2050年のワールドカップ優勝という夢に向けて、この夏、どれだけ躍進できるか、期待を込めて皆さま方と一緒に大きな声援を送りたいと思います。

さて今、議会には、市長より報告案件4件、承認案件3件、条例案4件、補正予算案9件、その他議案6件、合わせて26件が提案されております。

議員の皆さまには、会期中、慎重にご審議をいただき、活発な議論をお願い申し上げまして、開会にあたりましてのあいさつに代えさせていただきます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたのでご報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の電源は切るかマナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。
議場内での上着の着用は、個人の判断に委ねます。
本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（神宮司正人君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第1番 樋口滝人君および

議席第2番 三枝賢治君

の両名を会議録署名議員に指名いたします。

○議長（神宮司正人君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月30日までの19日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月30日までの19日間と決定いたしました。

○議長（神宮司正人君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

報告事項を申し上げます。

本日、保坂利定君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

本日までに受理した請願は、お手元にお配りした請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

続いて、監査委員から令和8年1月分から令和8年4月分の例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配布してありますので、報告書により、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員会の長に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

なお、議会関係の出席状況等については、お手元に配布した活動報告のとおりであります。

○議長（神宮司正人君）

日程第4 市長より行政報告ならびに日程第5 報告第1号から日程第30 議案第65号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和8年笛吹市議会第2回定例会の開会に当たり、提出した案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、前回定例会以降の行政運営の状況について申し述べ、議員各位

ならびに市民の皆さまにご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、令和8年4月1日にリニューアルオープンしました、いちのみやももの里温泉についてです。

本市の重要な資源である「温泉」の力を改めて見つめ直し、多様な地域資源と掛け合わせ市の魅力を高めていくとの考えの下、「風林火山」をコンセプトに市営温泉4施設の改築、改修を進めています。

いちのみやももの里温泉は、「林」をテーマに「静寂」「癒やされる空間」を追求し、桃源郷の中にある秘湯を目指して改築を行いました。

オープン以降、多くの利用者から新しくなった浴槽やサウナはもちろん、駐車場に設置した東屋から望む笛吹市の一面が、桃の花でピンク色に彩られた風景も大変好評をいただいています。

利用状況について、オープンから5月末日までの延べ利用人数は、1万1,896人となっており、改築前の令和5年の同時期が9,585人であったのに対し、24%増加をしています。

四季折々の自然を感じ、心から癒される空間となるよう整備しましたので、多くの皆さまにご利用いただきたいと思います。

次に、第21回笛吹市桃の里マラソン大会についてです。

令和8年4月5日、満開の桜と桃の花が咲く中を、沿道からの声援を受けた2,868人のランナーが走りました。

ゲストランナーは、男子マラソン日本代表として2019年世界陸上選手権をはじめ6つの世界大会に出場した川内優輝さんをお迎えをしました。

川内さんは、ハーフの部に出場され、笛吹市が誇る「日本一の桃源郷」を大勢のランナーとともに走り、桃の花が咲く美しい景色や温かい応援に大変感激されていました。その後も、表彰式のプレゼンターとして、大会を盛り上げていただきました。

来年度は、大会前日のプレイベント開催や、マラソン大会と連動した観光ツアーなど、本市の豊かな自然や温泉の魅力を生かし、市内の宿泊につながる企画の実施を検討しています。引き続き、さらなる参加者の増加とともに、本市の魅力発信に取り組んでまいります。

次に、FUJIYAMAツインテラスについてです。

令和8年4月20日にオープンしたFUJIYAMAツインテラスと、エントランス施設「Lily Bell Hütte」は、ゴールデンウィーク期間中には4千人以上の方が訪れるなど、多くの利用客で賑わいました。

今年は、FUJIYAMAツインテラスがオープンから5年を迎えることから、FUJIYAMAツインテラス専用バスの往復乗車料金をオープン5周年記念特別価格として、富士山が眺望しやすい5・8・10・11月は、市外の大人を1,500円、3歳から12歳を子どもとして750円、その他の4・6・7・9月は、市外の大人を1千円、子どもを500円とするなど、これまでより利用しやすい金額としました。なお、市民の皆さまは、これまでと同じく大人を500円、子どもを250円としています。

また、観光消費の拡大を図るため、食事処「沢妻亭」と連携をし、店舗でFUJIYAMAツインテラス専用バスチケットを提示することで、食事代を割引するキャンペーンも実施しています。

今後も、ますます多くの方がF U J I YAMAツインテラスを訪れ、本市の魅力を知る契機となるよう、取り組みを進めていきます。

次に、ほたる祭りの開催についてです。

令和8年6月13日から21日まで、八代四ツ沢川砂防公園において、ほたる祭りが開催されます。稲山ほたる銀河の会の皆さまが、公園内の水路をホタルが住める環境として整え、全長約1キロメートルにわたる水路の上を、大切に育てられたゲンジボタルが、淡い光を放ちながら飛び交う姿は、訪れた方を幻想の世界へと誘ってくれます。皆さまにも、この光景をご覧いただきたいと思います。

次に、こども誰でも通園制度についてです。

令和8年4月から、保育所等での集団生活が家庭だけでは得られない経験を通じた子どもの成長を支援することを目的に、0歳6カ月から満3歳未満の未就園児を対象とした「こども誰でも通園制度」がスタートします。

保護者の就労状況に関わらず、毎月一定時間まで保育所等が利用できる制度で、本市においても、4月末時点で延べ19人の利用がありました。普段は家族と過ごす子どもが、保育所等で年齢の近い子どもや保育士をはじめとした家族以外の大人と触れ合い、新しい環境でいきいきと遊ぶ姿が見られています。

次に、英語力向上推進事業についてです。

小中学校における英語の授業の補助を行う英語指導助手のALTは、これまで約10人の体制を取り、1人が複数の学校を兼任する形で授業を進めてきましたが、令和8年4月1日から、フィリピンの語学学校で英語講師としての経験を持ち、英語教育の優れた指導能力を有した質の高い22人のフィリピン人ALTを市内全ての小中学校へ配置しました。ALTは英語の授業だけにとどまらず新しい取り組みを開始しており、小学校においては、算数の授業に加わり、英語で数字の発音を伝えたり、給食の時間には、児童と一緒に英語で会話を楽しみながら食べたりと、授業以外でも英話に触れ、身近に慣れ親しむ機会が増えるよう、積極的に児童と関わっています。

中学校においては、英語の授業中に日本語を使わず、英語のみでの学習をスタートしました。初めは、日本語を使わないことに戸惑っていた生徒も、少しずつ英語に慣れ、英語を集中して学ぶ時間として前向きに取り組む姿勢が見られています。

今後は、英会話による実践的な英語を学ぶ放課後英会話教室、英検を受験する児童生徒の学習をサポートする英検対策講座を実施するほか、夏休み等長期休暇期間における学校施設での日帰りイングリッシュキャンプといった新たなプログラムなど、ALTを活用した取り組みにより、児童生徒の英語力向上を推進していきます。

次に、令和8年4月1日から利用期間が始まったハートフルタウン笛吹市民生活応援商品券についてです。

5月25日時点で商品券総発行枚数の約半数の利用があり、多くの皆さまにご利用いただいている状況です。

また、多くの事業所で商品券が利用できるよう、利用開始後も取扱事業所の登録件数の増加に取り組み、利用開始前の3月末時点から約200件増え、5月末時点で約700件となっています。また、市の広報紙6月号に合せて、取扱事業所の一覧表を全戸配布するとともに、市のホームページでは、新たな取扱事業所の情報を随時更新しています。

利用期限は令和8年7月31日までとなっていますので、それまでにご利用いただきたいと思います。

次に、文化施設整備検討事業についてです。

令和7年8月に取りまとめました「笛吹市文化施設のあり方と整備の方向性」に基づき、市立美術館の整備について、一宮町地内の既存施設の活用を軸に候補となる施設の選定を進めた結果、施設の規模や駐車場、周辺公共施設等の連動性を踏まえ、市立美術館として整備する施設を市役所一宮支所とすることを決定しました。今後は、具体的な整備内容の精査に着手をし、入居団体との調整、地域や関係団体への説明等、整備計画の具体化を図っていきます。

続きまして、本日、提出しました案件について、概略をご説明申し上げます。

提出しました案件は、報告案件4件、承認案件3件、条例案4件、補正予算案9件、その他の議案6件、合わせて26件です。

はじめに、報告案件です。

予算繰越計算書に関する報告につきましては、一般会計及び企業会計の繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項、同令第150条第3項及び地方公営企業法第26条第3項の規定により、それぞれ議会に報告を行うものです。

続きまして、承認案件です。

まず、「笛吹市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて」は、子ども子育て支援法等の一部が改正され、国民健康保険税の賦課項目に子ども・子育て支援納付金分を新たに追加するとともに、賦課限度額の引上げ等が行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて」は、地方税法等の一部が改正され、軽自動車税の環境性能割が廃止されること等に伴い、所要の改正を行ったものです。

次に、「笛吹市都市計画税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて」は、地方税法等の一部が改正され、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等について、課税標準額の特例措置割合を定める規定の新設等を行うため、所要の改正を行ったものです。

いずれも、関係法令の改正が令和8年3月31日に公布されたことから、議会を招集する時間的余裕がなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものです。

続きまして、条例案です。

まず、「笛吹市林野火災予防条例の制定について」は、林野火災を予防することを目的に、市および市民等の責務を明らかにするとともに、林野における喫煙および火の使用制限について必要な事項を定めることに伴い、新たに条例を制定するものです。

次に、「笛吹市行政手続条例の一部改正について」は、行政手続法の改正により、聴聞および弁明の機会の付与における意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合は、インターネットによる公表が前提とされたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について」は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条文に条ずれが生じるため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市印鑑条例の一部改正について」は、出入国管理及び難民認定法等の一部改正に

に伴い、新たに発行されるマイナンバーカード機能を持つ特定在留カード等でも印鑑登録証明書を取得することが可能となるため、所要の改正を行うものです。

続きまして、補正予算案についてです。

まず、「令和8年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2億9,694万8千円を追加し、総額を484億5,623万6千円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金に、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金など1,364万6千円を追加しました。

また、諸収入に、コミュニティ助成事業助成金として2千万円を追加しました。そのほか、繰入金に、歳入予算の調整として財政調整基金繰入金を1億5,228万7千円、小中学校ICT環境更新事業などの財源として、まちづくり基金繰入金を1億889万5千円を追加をしました。

歳出の主なものは、小中学校ICT環境更新事業において、市内小中学校の通信ネットワーク速度の改善に向け実施したネットワークアセスメント調査の結果に基づき、小中学校のICT環境改善のための整備を行うため、1億6,164万9千円を追加をしました。

また、学校体育館等空調設備整備事業について、物価上昇が続く中、整備方法を設計および工事施工を一括して業務委託する「設計施工一括発注方式」に変更することとし、3,125万円を追加をしました。このことにより、整備期間の短縮および全体経費の縮減が見込まれます。

さらに、中東情勢の悪化によるごみ収集袋の原材料となるナフサ不足などを起因とした指定可燃ごみ収集袋の作成単価の上昇に伴い、令和8年度に必要となる作成枚数のうち不足する枚数を作成するため、ごみ減量化推進事業に2,403万2千円を追加をしました。

このほか、春日居福祉会館改修事業に5,313万円、県営畑地帯総合整備事業に2,575万円などを追加をしました。

次に、特別会計の補正予算案です。

「国民健康保険特別会計」については17万5千円、「介護保険特別会計」は1,064万5千円、「後期高齢者医療特別会計」は4万4千円、「境川観光交流センター特別会計」は1万1千円をいずれも追加するものです。

次に、企業会計の補正予算案です。

「水道事業会計」の資本勘定は3,793万9千円、「春日居地区温泉給湯事業会計」の収益勘定は98万9千円、資本勘定は198万円をそれぞれ追加し、「公共下水道事業会計」の収益勘定は追加および減額を同額とし、増減はありません。「農業集落排水事業会計」の収益勘定は17万8千円を追加するものです。

続きまして、その他の議案です。

まず、「契約の締結について」は、石和第一保育所建設工事に伴う建築主体工事の契約を締結したく、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「動産の取得について」は、令和8年度に実施する笛吹市統合書庫建設工事に合わせて整備する書架の購入および市役所執務室レイアウト改修3期工事に合わせて更新する什器類の購入、また、本市消防本部車両更新計画に基づき更新する電源照明車、高規格救急自動車および消防ポンプ自動車の購入に伴い、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分

の範囲を定める条例第3条の規定により、それぞれ議会の議決をお願いするものです。

いずれの案件につきましても、その末尾に提案理由を付記していますので、詳しくは、それによりましてご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程しました案件につきまして、提案理由をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（神宮司正人君）

市長の説明が終わりました。

○議長（神宮司正人君）

これより日程第5 報告第1号から、日程第8 報告第4号を一括議題といたします。

本件については、議案書にありますとおり、一般会計、水道事業会計、公共下水道事業会計の繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項、第150条第3項および地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく報告でありますので、ご了承願います。

○議長（神宮司正人君）

次に、日程第9 承認第1号から日程第11 承認第3号までを一括議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第1号から承認第3号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、承認第1号から承認第3号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、承認第1号から承認第3号について、それぞれ討論、採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

承認第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

承認第1号 「笛吹市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて」の反対討論を行います。

この条例改正は、子ども子育て支援法等の一部が改正されたことに伴い、子ども子育て支援納付金を被保険者に賦課徴収するための改正です。

この条例改正によって、国民健康保険税は、基本的には所得割0.28%、均等割1,100円、平等割800円が加算されます。

子ども子育て支援金によって賄われるのは、児童手当の拡充、子ども誰でも通園制度、妊婦のための支援給付、雇用保険の出生後休業支援給付と育児時短就業給付、育児期間中の国民健康保険料免除となっています。

これらの支援は、本来税金で賄われるべきものであり、医療保険から徴収するべきではなく、課税は累進制であるべきですが、均等割平等割が課せられることは逆進性が増すことになり、低所得者により負担の重いものになります。

国保税として徴収したお金を子育て支援に流用することは、公的医療保険の目的から大きく逸脱しており、新たな負担を公的医療保険に紛れ込ませることは極めて異例であり、この方式が前例となれば、医療と関係のない政策にまで医療保険料が流用される危険があります。

以上の理由から反対いたします。

○議長（神宮司正人君）

そのほか討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより承認第1号の採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

承認第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより承認第2号の採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、承認第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより承認第3号の採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時05分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

ただいま、市長より追加議案2案が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長（神宮司正人君）

これより日程第31 議案第66号および日程第32 議案第67号を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

山下市長。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提出しました案件について、概要をご説明申し上げます。

提出しました案件は、その他議案2件です。

「契約の締結について」は、石和清流館整備工事に伴う建築主体工事および電気設備工事の契約を締結したく、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

以上、追加提案しました議案につきまして、ご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（神宮司正人君）

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日、6月13日から6月21日までは、議案調査のため休会としたいと思います。

これに異議はありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日、6月13日から6月21日までは、休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は、6月22日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会したいと思います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時07分

令和 8 年

笛吹市議会第 2 回定例会

6 月 22 日

令和8年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和8年6月22日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第47号―議案第67号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	小 林 匡
総合政策部長	小 澤 宏 之	会 計 管 理 者	佐 藤 み の り
市民生活部長	太 田 孝 生	保健福祉部長	岩 間 正 剛
子供すこやか部長	田 中 暁 子	産業観光部長	角 田 一 満
建 設 部 長	堀 内 正 博	公営企業部長	金 井 久
教 育 部 長	手 塚 克 己	総 務 課 長	坪 寛
政 策 課 長	荻 原 昭	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	柿 嶋 秋 人		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	橘 田 美 穂 子
議 会 書 記	小 澤 卓 也

○議長（神宮司正人君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可いたしましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定によりまして退場を命じますので、念のために申し添えます。

現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。ついては、質問者および答弁者は上着を脱いで結構でございます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

報告事項を申し上げます。

特にございません。

○議長（神宮司正人君）

日程第1 市長提出議案「議案第47号」から「議案第67号」までを一括議題とし、上程議案に対する質問および日程第2 市政一般についての「一般質問」を行います。

今定例会へは、11名から16問の通告がありました。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および一般質問一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を遵守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして、議事進行にご協力をお願いいたします。

質疑および質問時間については、1人15分以内といたします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ5分間とし、通告者の質疑および質問が全て終了した後となりますので、ご承知願います。

それでは通告に従い、渡辺清美君の質疑および質問を許可いたします。

18番、渡辺清美君。

○18番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です。

議長の許可をいただきましたので、通告どおり2問質問させていただきます。

はじめに、防災力強化総合交付金について、政府は今年度、南海トラフ巨大地震など大規模災害に備えて自治体ごとの被災者支援体制の整備を加速させるため、実効性の高い計画への見直しや、広域的な応援体制の強化を支援する「防災力強化総合交付金」を創設しました。

地域防災力緊急整備計画を作成し、国がその達成に必要となる対象事業の費用の一部を補助

する仕組みです。

対象事業では、具体的なシミュレーションに基づく地域レベルでの災害リスク評価などを通じ、人命救助や避難に必要な人的、物的リソース（資源）を把握するとともに、防災力強化に向けて必要な取り組みを後押しします。

また、被災者が尊厳ある生活を営むための国際基準「スフィア基準」を踏まえた避難生活環境の抜本的な改善を図るため、トイレカーやキッチンカーなど広域的な展開が可能となる災害対応車両といった資機材導入や、人材派遣に向けた体制整備などを支援し、資機材を用いた訓練や研修、住民の意識啓発の取り組みにも活用できます。

避難生活が健康リスクや社会的孤立を回避し、災害関連死を防止できる体制づくりは喫緊の課題です。

防災力強化交付金を活用した本市の対応についてお伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小林総務部長。

○総務部長（小林匡君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

令和8年2月末に、内閣府から市町村に対し、当該交付金の対象となる3事業のうち「被災者支援体制整備加速化事業」について概要が示され、国の令和8年度当初予算案の段階における自治体の検討状況について、事前調査がありました。

この事業では、発災時においてスフィア基準に沿った、質の向上に配慮した避難所を、迅速かつ円滑に開設、運営するための訓練に要する経費の2分の1、上限額500万円が補助されます。

事業内容は、避難所レイアウト設定、物資搬送・受入に係る訓練、宿泊体験訓練、トイレカー・仮設トイレ・簡易トイレ等の設置演習、温冷環境に配慮した食事の提供、災害応急車両登録制度に関する講習等が、例として示されています。

なお、避難所生活支援リーダー・サポーター、コーディネーター、専門アドバイザー等との連携体制を構築し、50人以上で実施する事業が対象となります。

本市としては、この調査に対し、具体的な訓練計画やそれに伴う予算化の準備が整っていないことから「令和8年度の申請を見送る可能性が高い」旨の回答をしたところです。

今後、防災力強化総合交付金について、内閣府から詳細な説明がなされると推測されますので、当該交付金について情報収集に努め、活用策を検討します。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○18番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。

2点目としまして、自転車の安全利用推進について、お伺いいたします。

自転車にも交通反則通告制度、いわゆる青切符が適用され、間もなく3カ月を迎えようとしています。自転車は通勤や通学や、また、買い物などに欠かせない身近な移動手段ですが、重

大な事故も後を絶ちません。学校や地域、民間団体と連携し、交通ルールを楽しく、分かりやすく学べる自治体の取り組みは様々です。

東京都では自転車安全学習アプリ「輪トレ」を公開し活用を進めています。交通安全教室での教材として、無料で利用できる、キャラクターの解説や動画、また、クイズなどを通して学べます。東京都東村山市では、スタントマンが事故を再現する交通安全教室を市立中学校で開催しています。全校を3年間で巡回、在学中に1回は受講します。大阪府堺市では、自転車利用が生活に根付くデンマークの教育を参考にしたデンマーク式の自転車教室を実施。民間企業と協定を結び、未就学児がキックバイクを使って、ゲーム形式でバランス感覚や空間認知能力を養えるプログラムを組むなどしています。

「障害物を避ける」「止まる」「順番を守る」「周囲を見る」といった動作を繰り返すことで、自転車に乗る前の段階から安全の基礎を身に付けられます。

また、自転車の安全利用を進めるため、補助金を活用する自治体もあります。例えば、ヘルメットの購入費の一部助成をはじめ、学校や地域団体の行う交通安全教室の支援、啓発イベント・講習会の開催費の補助などが挙げられます。また車体などに付ける反射材の活用、点検整備、子どもや高齢者向けの安全啓発と組み合わせる例もあります。

本市の自転車の安全利用推進についての取り組みをお伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

太田市民生活部長。

○市民生活部長（太田孝生君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

市では、これまで、自転車を含めた交通事故の防止を図るため、専門交通指導員4人を配置し、幼児から高齢者までの年代に応じた交通安全教室を年間200回以上実施するほか、街頭における交通ルールの指導や交通安全啓発チラシの配布など、交通事故の防止に資する積極的な取り組みを進めてきました。

自転車の安全利用に向けた取り組みでは、交通安全教室の一環として、笛吹警察署に協力いただき、市内の小中学校において、小学4年生と中学1年生を対象とした自転車教室を実施しています。教室では、自転車の正しい乗り方や走行方法に関する座学のほか、具体的な交通状況を想定した模擬コースにおいて、ハンドルに見立てた棒を使った実技指導などを行っています。また、今年度は、道路交通法の改正を踏まえ、自転車における交通反則通告制度の説明も行い、交通ルールを守る意識の醸成に努めています。

令和6年度からは、外国人住民を対象とした自転車教室を実施し、車道における左側通行の原則、夜間のライト点灯義務、交差点における信号遵守や一時停止による安全確認など、日本における自転車の交通ルールを伝え、理解促進を図っています。

今後も、交通事故の防止に向け、関係機関と連携して交通安全教室や啓発活動を実施し、交通安全意識の高揚を図っていきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○18番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。

交通ルールが本当にいっぱい結構ありまして、自転車のほうの、なかなかまだ分かってらっしゃらない方も、私たち自身もそうですけど、100を超えますと、ちょっとえらいですけども、ことあるごとに、こんなところにひっかかりそうだな、こんなところを注意したほうがいいなということは、また逐次いろいろなことでもって、学校関係、またいろいろな通信とか、いろいろそういうもので教えていただきたいと思います。

本当に今度は、歩道はなかなか自転車が通勤・通学で通れなくなりましたから、運転する方もかなり今度は厳しくなって、事故に気をつけながらやっております。

何年か前に、確かありましたけれども、今後、先々は運転者のほうも30キロの制限があるところは30キロ、50キロ以上と書いてあるところは、そこは50キロで良いけど、そういったこの世の中の流れになるようなんですけれども、その手前として、自転車をやったのかなと私は感じましたけれども、とにかくみんなが安心して暮らせる、事故のない人命を尊重する、そういったさらなる笛吹市の発展をどうぞよろしくご指導をお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

大変にありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、渡辺清美君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終結いたします。

次に、通告に従い、荻野陽子君の質疑および質問を許可いたします。

3番、荻野陽子君。

○3番議員（荻野陽子君）

議長に許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

笛政クラブの荻野陽子です。よろしくお願いいたします。

本日は、2問の質問をさせていただきます。

1問目は、下水道事業の取り組みについてです。4月から下水道料金が20%値上げされました。物価高騰の中、家計に及ぼす影響について、市の試算によりますと、4人世帯であればこれまで年平均で4万1,659円だった下水道料金が、年4万9,974円となり8,315円の値上がりとなります。また、下水道が整備され直接の利益を受けることとなる住民は受益者負担金が課されます。そして、自宅から公共柵までの接続にかかる自宅内の排水設備工事は個人の負担となります。

全国の動向を見ますと、下水道の普及は、メチル水銀の工場排水による水俣病などの公害国会前の昭和45年ごろは、下水処理人口普及率は8%でした。令和6年度末の下水道の普及率は81.8%、浄化槽などによる汚水処理も含めると、普及率は93.7%まで向上しました。

下水道整備に伴い、トイレの水洗化率が向上し、公衆衛生が確保されるとともに、公共用水域の水質も改善されました。

さて、本市における状況です。まず、公共下水道事業は地方財政上の公営企業とされ、独立採算制の原則が適用されています。本市の令和6年度の決算審査報告によると、令和6年度は、

建設改良費用に6億円余りが投じられ、1,196メートル、約1キロメートルの污水管が整備されました。下水道事業会計では、汚水処理原価1立方メートルあたり150.6円、使用料単価1立方メートルあたり131.9円、差額18.7円で経費回収率は87.6%です。

そのため一般会計より繰入れがされています。この繰入金には総務省が示した一般会計から企業会計に繰り入れしなければならない「基準内繰入金」6億4,540万円を含む、7億5,867万円が繰り入れされています。そこで決算審査報告によると、経営改善には加入率の向上が重要とされています。

しかし、下水道施設は初期投資が高いうえに、事業期間が長期にわたるため、財源の確保が難しい事業です。本市においても人口減少、高齢化が進んでおり今後この傾向は続く予測されています。現在の計画のままでは下水道が非効率になることが懸念されています。

そこで、下水道事業の現状と今後の方針について、伺います。

1. 市内の下水道の旧町村別の普及率について伺います。

2. トイレが水洗化されている中でも、汚水のみ浄化する単独浄化槽、いわゆるみなし浄化槽、汚水と生活排水を浄化する合併浄化槽、下水道の利用がありますが、それぞれの人口とその割合について伺います。

3. 下水道の未設置地域において新たに浄化槽を設置する際に、排水処理は汚水と生活排水を処理できる合併浄化槽の設置が義務付けられていますが、その普及状況について伺います。

4. 下水道が供用開始された区域の住民が収める受益者負担金制度とはどんな制度か伺います。

5. 下水道が供用開始された地域での下水道接続率と今後の接続促進に向けた取り組みについて伺います。

6. 平成26年に国土交通省・農林水産省・環境省の3省は、共同で都道府県構想策定マニュアルを策定しました。そのマニュアルに示されたおおむね10年の汚水処理人口普及率「10年概成」の本市の目標値は87.1%で、令和7年3月末時点で、87.9%でした。目標達成のために取り組みをした内容について伺います。

7. 下水道事業は建設改良と事業運営に多額の費用が掛かることから、令和6年度の決算審査報告によると、経営改善には下水道の加入率向上が重要とされています。山梨県が公表している市町村別下水道処理人口普及率等一覧によると、本市の令和7年3月現在の下水道加入率は72.5%です。そこで今後の笛吹市における下水道整備の方針はどのように考えているか伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

金井公営企業部長。

○公営企業部長（金井久君）

荻野陽子議員の一般質問にお答えします。

まず、市内下水道の町別普及率についてです。

令和7年度末現在、石和町が48.0%、御坂町が59.5%、一宮町が66.0%、八代町が88.6%、境川町が95.2%、春日居町が95.0%です。なお、芦川町は農業集落

排水による汚水処理を行っており、その普及率は99.2%です。

次に、浄化槽と下水道の利用人口と割合についてです。

令和7年度末現在の利用人口と割合は、単独処理浄化槽が7,435人で11.2%、合併処理浄化槽が2万4,103人で36.4%、下水道が3万1,531人で47.7%です。残りの4.7%については、農業集落排水、汲み取り式トイレの利用者となります。

次に、合併処理浄化槽の普及状況についてです。

令和7年度末現在、市内の浄化槽設置建物において、合併処理浄化槽設置基数は3,449基、単独処理浄化槽設置基数は2,757基で、55.6%が合併処理浄化槽を設置しています。

次に、下水道受益者負担金制度についてです。

下水道受益者負担金制度は、公共下水道の建設費用の一部を、下水道の整備によって直接の利益を受ける土地所有者などに負担していただき、負担の公平を図るとともに、公共下水道の建設を促進し、快適な環境および利用価値の高い地域づくりを皆さまとともに進めていく制度です。負担金額は、1平方メートル当たりの単位負担金額に対象土地の面積を乗じた額で、対象土地に対して1回限り賦課するものです。なお、本市では1平方メートル当たりの単位負担金額を330円としています。

次に、下水道の接続率と今後の接続促進に向けた取り組みについてです。

令和7年度末時点の、いわゆる水洗化率は、73.2%です。現在、接続率向上に向けた取組として、下水道管布設工事の着工前説明会等において、下水道の整備が、悪臭や害虫の発生を抑え、生活環境の改善につながることに加え、浄化槽など排水設備の維持管理にかかる費用や手間が軽減されるといった、実生活に結び付いた具体的なメリットについて、丁寧に説明しています。また、市の広報紙においても、下水道接続に関する情報を分かりやすくまとめた記事を掲載するなど、周知に努めています。

引き続き、より分かりやすい情報発信を通じて、下水道事業への理解を深めていただけるよう努め、下水道接続の促進に取り組めます。

次に、汚水処理人口普及率の目標達成に向けて取り組んだ内容についてです。

本市では、平成27年度末時点で、一人暮らしの高齢者で単独処理浄化槽や汲み取り式トイレから合併処理浄化槽への更新が困難と見込まれる方が12.9%を占めている状況を考慮する中で、令和7年度末までに汚水処理人口普及率を87.1%に引き上げることとしました。

この目標達成に向けた具体的な取り組みとして、下水道については、家屋の密集度が高い地域を優先的に、整備を進めました。また、合併処理浄化槽については、浄化槽設置整備に対する補助金の交付を実施し、普及促進に努めました。

これらの取り組みにより、令和6年度末時点で汚水処理人口普及率は87.9%となり、目標値の87.1%を達成しました。

次に、今後の笛吹市における下水道の整備方針についてです。

市の汚水処理の将来像を示す指針である下水道全体計画は、合併前の旧町村において策定していた既存の計画を統合し、市の全体計画として維持してきたものであり、現在の人口分布や整備に必要な期間、コストを勘案すると、現実にはそぐわない面が見受けられます。

このため、市では、将来にわたり持続可能な汚水処理体制を構築するため、現在、下水道全体計画区域の抜本的な見直しに向け、検討を進めているところです。

今後は、広域的な管路整備が著しく非効率となる地域については、下水道の整備による集中

的な污水处理から合併処理浄化槽の設置による分散型処理への転換を図り、地域の実情に即した污水处理体系を構築していくことを目指し、目標年次を待つことなく、適正な計画の見直しに取り組みます。

計画の見直しを通じて、将来の財政負担を抑制し、身の丈に合った、持続可能で住みよい地域環境の実現に努めます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

荻野陽子君。

○3番議員（荻野陽子君）

丁寧なご答弁ありがとうございました。

意見を述べさせていただきます。

本市における下水道事業は、地域の特性として、中山間地が多いことや高齢化率が30%を超え、一人暮らし高齢者も多いことなど、公共下水道の整備を進めるには課題があります。中山間地では、配水管が整備されている道路よりも宅地が低いこともあります。公共枡は、設置する際に汚水が自然に流れることが困難と予測された土地には、下水道布設時にマンホールポンプでの排水を想定して、ポンプアップに対応する公共枡が設置されています。

公共枡までの自宅内の排水設備工事は、笛吹市下水道条例により個人の負担で工事をする事になっています。マンホールポンプの設置と自宅内の排水設備工事は、その距離や高低差などにもよりますが、例として30メートルの自宅内工事で1メートルのポンプアップのためのポンプを設置する費用は50万円はゆうに超えると聞いております。下水道設置の自己負担は高額になっています。

本市において、自宅内の排水設備工事への補助金はありませんが、大月市では補助金の交付により下水道の加入促進を行っています。本市においても、ぜひ補助金制度のご検討をお願いしたいと思います。

下水道事業は初期投資が高い上に、事業期間も長期にわたるため、財源の確保が難しい事業です。さらには、本市は中山間地域が多いことなど課題があるため、地域の実情に合った污水处理の方法についてご検討いただいているところだと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

これまでも対象区域を縮小した経過もあります。今後も計画の見直しにより、将来の財政負担も抑制し、持続可能な、そして身の丈にあった改善に努めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして2問目をお願いいたします。

災害時の対応についてです。

4月16日付山梨日日新聞によると、笛吹市を含め4市村で「車中避難所確保」の記事が掲載されました。障害児の家族や乳幼児の家族、高齢者など、集団生活が難しいと日ごろから考えていた方から歓迎の声が聞かれました。

令和6年の能登半島地震は直接死228名、災害関連死は令和6年12月までで449名、全半壊家屋約2万5千棟という甚大な被害となりました。この教訓を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア

ア団体との連携、防災DX備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化について示されました。

能登半島の教訓を受けこれまでの「場所、いわゆる避難所の支援」から「人、避難者の支援」へと考え方を転換する理念が示されました。災害では助かった命をその後の避難生活でどのように守るかの取り組みです。

高齢者などの要配慮者、在宅避難者などの多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法および災害対策基本法の改正により救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し福祉関係者との連携の強化を明記しました。

そこで支援につなげるための被災者、避難所の状況把握等が改正されました。

この改正により、これまでの「場所の支援」から「人の支援」へ転換され、「避難所のトイレ・温かい食事のキッチン・ベッドの頭文字をとったTKB」、さらには「情報共有」「生活再建」などの取組指針が示されました。

しかし、大規模災害においては市役所職員も同じように被災者となります。公助が発動するまでには時間がかかる可能性があります。そこで公助が発動するまでの間、市民はどのような行動を取ればいいのか、初動、中長期の復旧復興生活再建段階など、それぞれの段階に応じた支援が必要と考えられます。

そこで、それぞれの段階に応じた支援について伺います。

1. 避難の選択肢の一つとして車中泊避難所が確保されました車中泊避難所について伺います。

(1) 車中泊避難場所として確保している場所について伺います。

(2) トイレの確保はどのように計画されているのか伺います。

(3) 今後、さらに車中泊避難所を増やす考えはあるか伺います。

2. 指定避難所以外の場所への避難では避難者の所在の把握が困難になることが予測されますが、所在の把握の方法についてどのように考えているか伺います。

3. 避難の際、配慮が必要な障害児者・乳幼児・高齢者などの避難所の受入れ体制について、現状と今後に向けてのどのようなことが検討されているか伺います。

4. 公助が発動する前の段階では自助および近隣での助け合いの共助が重要になります。自助として市民が取るべき初動の行動で重要なことは何か。また、地区防災計画が果たす役割は大きいと考えますが市内で作成している行政区の数と、その割合について伺います。

5. 災害が発生する前の日常での備えについてはマイ・タイムラインの活用を推進されています。推進に向けてどのような取り組みをしているのか伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小林総務部長。

○総務部長（小林匡君）

荻野陽子議員の一般質問にお答えします。

まず、車中泊避難所についてです。車中泊避難所の場所については、民間企業と災害時の車中泊避難を想定した防災協定を締結することにより、一宮町竹原田地内、国道20号沿いの、いちやまマート一宮店の駐車場およびテナント入居スペースを除く店舗1階ならびに石和町今井地内、国道140号沿いのダイナム山梨笛吹店の駐車場及び店舗のトイレについて、車中泊

避難所として確保しています。

車中泊避難所でのトイレの確保について、現在、確保している車中泊避難所では、店舗内に設置されている既設のトイレを使用することとしています。地震災害の場合は、上下水道が使用できなくなる恐れがありますが、その場合は、既設トイレを活用し、携帯トイレを利用することで対応します。

今後、車中泊避難所を増やす考えについては、被災地の避難状況を見ると、指定避難所での集団生活によるストレスや感染リスクの回避、プライバシーや衛生環境への不安、小さな子どもや介護を必要とする家族への配慮、ペットとの同行避難、指定避難所の混雑への抵抗感や余震に対する恐怖など、様々な事情から避難者が車中泊避難を選択するケースが見受けられます。

本市においても、避難の際に車中泊を選択する市民が多くいると想定し、車中泊避難所をさらに確保するため、浸水害や土砂災害の恐れのない地域に立地する民間施設を優先し、災害時における駐車場およびトイレの提供について、民間企業との防災協定の締結を推進していきます。

次に、指定避難所以外の場所における避難者の所在把握の方法についてです。指定避難所以外の場所に避難されている方の所在把握は、安否確認や迅速な支援物資の提供を行う上で課題となっています。本市では、指定避難所以外の場所に避難されている方の避難実態を早期に把握するため、避難時にスマートフォンを携帯する方が多くいると想定されることから、令和8年4月から、スマートフォンアプリのLINEを利用した避難所受付システムについて、無償による試行導入を行っています。

今後は、このシステムを笛吹市総合防災訓練等で活用し、有効性を検証していきます。

次に、指定避難所における要配慮者の受入れ体制についての、現状と、今後に向けた検討についてです。

大規模災害が発生した場合、職員は、市民と同様に被災する状況にあっても、迅速な参集と指定避難所の即時開設、多くの避難者の円滑な受入れを行う必要があります。

こうした状況を鑑みると、発災直後に、指定避難所と同時期に福祉避難所を開設することは困難です。そのため現在は、指定避難所の一画に福祉避難スペースを確保し、要配慮者の受入れを行うこととしています。

福祉避難スペースでの受入れ後は、保健師による健康観察を行い、健康状態や介護の必要度に応じて、医療機関や福祉施設への避難を調整します。

今後、要配慮者の受入れ体制のさらなる充実を図るため、民間の福祉施設等とのさらなる連携体制の強化について検討していきます。

次に、発災時に自助として市民が取るべき初動の行動で重要なこと。また、地区防災計画を策定した行政区の数と策定率についてです。

地震災害が発生した場合に、市民が取るべき初動対応は、まずは、自助の取り組みとして、自らの命を自分で守るための「安全確保行動」です。

次に、共助の取り組みとして、隣近所への声掛けと一時避難場所への避難、そして組を単位とした地域住民の安否および被害状況の確認です。

これらを防災訓練において徹底して確認し、発災時には各々が自らの命を自分で守るとともに、近隣住民が連携して迅速に状況を把握し、市と情報を共有していただくことが、公助の支援を少しでも早く届けるために欠かせない備えであると考えます。

また、適切な初動対応は、災害種別や居住する場所によって異なることから、平時のうちに一時避難場所や災害種別ごとの指定避難所の確認、各世帯での非常持出品および備蓄品の準備、マイ・タイムラインの作成に努めていただくよう、お願いしているところです。

なお、地区防災計画を策定した行政区の数は、令和8年4月1日現在、63行政区で、策定率は47.7%です。

次に、マイ・タイムラインの作成推進に向けた取り組みについてです。

マイ・タイムラインは、いつ起きるか分からない自然災害に備え、自分自身や家族の取るべき行動について、「いつ」「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理し、自ら考え命を守る行動に役立てるための計画です。

マイ・タイムラインの作成推進に向けた取り組みとしては、防災訓練の際に行政区において、マイ・タイムラインの作成を促進していただくほか、防災危機管理課が行政区において、地区防災計画の作成支援を行う際に、計画の中に「各世帯のマイ・タイムライン作成」や「区における作成の促進」を位置付けるよう促しています。

また、出前学習会においては、防災ボランティアに対し、マイ・タイムラインの作成方法を説明し、そのボランティアを通じた作成の促進を図るとともに、市から直接市民への説明や作成支援を行う取り組みも実施しています。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

荻野陽子君。

○3番議員（荻野陽子君）

丁寧なご答弁、ありがとうございました。

意見を述べさせていただきます。

災害時の考えが大きく変わり、場所の支援から人の支援に転換しました。災害で助かった命が、その後の避難生活の中で失われていくということが少しでも少なくなる対応が必要になります。災害時こそ、隣近所の方々との協力体制である共助が重要になります。その共助の取り組みをまとめたものが地区防災計画です。

昨年同時期には地区防災計画を作成していた行政区は45行政区でしたが、この1年間で63行政区に増え、策定率も48%になりました。地域の防災力を高め、子どもから高齢者まで、障害のあるなしにかかわらず、避難行動要支援者も含め、区民の安否確認、被災者の救助や救援などの初動対応についての行政区の共助の活動が推進するためにも、今後も地区防災計画の全地区の策定に向けた取り組みをぜひお願いいたします。

最後になりますが、先日、石和町の中川区の防災学習会に参加させていただきました。その中で、起きていないことを想像して対策を立てることはとても難しさがあると。しかし、これまでの災害を自分ごととして捉えることで想像を膨らませて対応し、自身とその家族、そして近隣住民の方の命が助かることを考えたいと防災リーダーが話してくれました。

他の災害からも学び、私たち一人ひとりが普段からできることを考え、実行し、一人でも多くの命を守る行動ができるように日ごろから備えたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で荻野陽子君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

ここで暫時休憩いたします。

再開を午前11時5分といたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時05分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

次に、通告に従い、神澤敏美君の質疑および質問を許可いたします。

13番、神澤敏美君。

○13番議員（神澤敏美君）

議長のお許しをいただきましたので、私は大蔵経寺山、御室山箕形焼き再開について、お伺いします。

2020年8月から9月にかけて山梨日日新聞に掲載されました「探訪甲斐の至宝」によれば、笛吹市、山梨市、甲州市の一带は東郡と呼ばれ、その地形の広さは京都盆地ほどあります。

都人は東海道から富士を越え、都留の郡から御坂峠を越えて国府に至っておりました。

山梨岡神社正面鳥居から真すぐ直線上に国府甲斐奈神社が建立され、釣鐘型の御室山の山肌には送り火の跡があります。

「神籬の岡」とも言われ、誠に神秘的な場所であり、山裾の中心に山梨岡神社が位置していて、古代の人は御室に鬼神が宿る形と見なしたのではないだろうかと伝えられております。

「延喜式神名帳」に載る山梨岡神社、甲斐奈神社、物部神社は山梨郡の9社のうちの3社です。古代から栄えた地と考えて良いとしております。

箕形焼きの原因となった菩提山長谷寺は、御室山の北側中腹に位置し「寺中千坊」という学問道場があり、御室山一带とともに山岳信仰の聖地でもありました。

ところが、勝沼町の大善寺との間で争いが起こり、最終的には、長谷寺に加勢した山梨岡神社の鳥居を、大善寺側が持ち去り、勝沼の山で燃やした。これに対し、長谷寺側は、大善寺の修験僧たちの笈を持ってきて、御室山中腹で燃やしたのがきっかけとなりました。

1176年ころから毎年、7月16日に盆供養として山に火を灯す行事が、江戸末期まで続いたと言われております。

御室山中腹で、一辺が400メートルに及ぶ箕形焼きの行事は、昭和63年に国の「1億円ふるさと創生事業」によって130年振りに復活し、観光資源として春の温泉まつりや夏の御盆供養にと、箕形焼き電灯が灯されてきました。

17年前の御室山林野火災、昨年の大蔵経寺山林野火災を奇跡的に乗り越えましたが、平成、令和と約40年間、風雨にさらされたことから設備が故障し、昨年8月に点灯が中止となりました。

昨年12月25日に、春日居町区長会および春日居町観光協会により管理用通路整備の願いとともに要望書を提出しました。資金的にも多額の資金を必要と聞いておりますが、箕形焼

き再開について次のことをお伺いいたします。

１．笈型焼き再開に向けた計画について、２．再整備にかかる費用について、３．クラウドファンディングなどを利用した資金確保などの考えについて、４．観光資源としての活用について、以上４点、お伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

角田産業観光部長。

○産業観光部長（角田一満君）

神澤敏美議員の一般質問にお答えします。

まず、笈形焼き再開に向けた計画、再整備にかかる費用についてです。

笈形焼きは、平安時代から江戸時代末期まで孟蘭盆会の精霊送りの篝火として、御室山中腹で行われていた山焼き行事とされています。

春日居町では、昭和６３年にふるさと創生１億円事業を活用し、笈形焼き復活実行委員会が中心となり約１３０年ぶりに９０基の電灯により御室山中腹へ篝火を再現しました。

その後、平成２０年２月に発生した大蔵経寺山の山林火災により、電灯６３基および配線約３千メートルが焼失しましたが、地元住民で構成する笈形焼き保存会からの要望を受け、市が保存会へ補助を行い復旧した経緯があります。しかしながら、令和７年３月に春の点灯に向けた点検を実施したところ、設備の老朽化に伴う電圧異常や不点灯箇所が確認され、漏電による火災発生の危険も懸念されたことから、現在は安全を最優先に点灯を見合わせている状況です。

今後は、笈形焼き保存会がすでに存在していないことから、地元関係者の意見を集約しながら、設備更新の必要性、笈形焼きの規模、事業手法等について検討を進めていきます。

次に、クラウドファンディングなどを利用した資金確保についてです。

クラウドファンディングについては、市内外の多くの方々に、笈形焼きの歴史や魅力を知っていただくとともに、事業への機運醸成や財源確保の手法の一つとして有効であると考えます。

次に、観光資源としての活用についてです。

笈形焼きについては、昭和６３年の再開以降、夏にお盆の送り火としてのみ点灯を行っていましたが、近年は、春の桃源郷まつりの期間にも点灯し、祭りを盛り上げる観光資源として活用しています。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

神澤敏美君。

○１３番議員（神澤敏美君）

慎重なるご答弁、ありがとうございました。

昭和、平成、令和と世代が交代していく中で、先人たちが築き上げた地域文化を後世にと、継承できる環境づくりを期待するところでございます。

意見として一言申し上げます。

山梨発祥の地とも言われる山梨の岡、御室山は、大蔵経寺山の隣に位置し、春になると可憐な白い花を咲かせて山梨の木が点在し、現在は山梨県立博物館に植樹されております。

平安後期に歌枕にも詠まれております。

また、伝授によりますと、長谷寺は奈良時代、行基によって改装、山の形が女性の母胎に似ているところから、菩提山長谷寺と命名されております。

女性の信仰が厚く、「女人高野」とも呼ばれ、僧坊が山一帯に立ち並んだとされております。

1176年ごろから御室山中腹での笈形焼き、勝沼の柏尾山で鳥居焼、送り火が行われ、江戸末期まで続いてまいりました。

昭和63年、130年ぶりに復活しましたが、合併22年、笛吹市春祭りには、毎年4月1日から15日まで、東の一宮の大文字焼き、西の笈形点灯は、観光客に幻想的な灯火で感動を与えたことと察します。

笛吹市の基幹産業でもある観光産業を考えると、大蔵経寺山周辺一帯は有形・無形文化財の宝庫であり、眠っている文化財はまだあります。大蔵経寺山全域に30年ほど前から、地元の有志により約3千本に及ぶ桜、もみじが植樹されたと聞いております。尾根からの散策路は、左手に霊峰富士を眺め、前方には甲府盆地と南アルプス展望が開け、素晴らしい眺望が続き、地域の山々を包んで甲府市北部武田の杜へと魅力的な散策道が続きます。

山梨県では、昨年6月に甲府市の北部武田の杜の観光価値を高めるため、価値向上構想をまとめ、展望テラスやアクセスルートなどの構想を策定しています。

大蔵経寺山も近年2回の林野火災に見舞われました。県の武田の杜整備構想に連携した事業計画で、現在の散策道を遊歩道に整備することによって、防火防災の自然環境問題と森林保護、文化財保護にもつながり、大蔵経寺山一帯が観光資源としての価値観が高まり、国内外からの誘客も大いに期待できます。再開後には、1辺400メートル近い笈形焼きはギネスにも登録できる文化財であると思うところです。

以上、笈形焼き再開と、石和温泉駅北口大蔵経寺山周辺開発整備事業を計画を期待して、一般質問を終わります。

よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、神澤敏美君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終結いたします。

次に、通告に従い、三枝賢治君の質問を許可いたします。

三枝賢治君。

○2番議員（三枝賢治君）

煌・フォーラム21の三枝賢治です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

笛吹出身であり、直木賞作家辻村深月さんの最新作「ファイア・ドーム」が6月4日に刊行されました。本作は、社会に静かに広がるうわさという見えない暴力を鋭く描き、人が気づかぬうちに他者を傷つけ、加害者となりえる人間社会の脆さを問いかけるものです。

軽い言葉がレッテルとなり、孤立を生み、いじめへと至るその連鎖は、現実社会にも深く通じています。私たちもまた、いじめ、不登校、ひきこもり、そして自死という4つの深刻な課題に直面しております。まず、この4つの深刻な課題に対する市の現状の認識と今後の対策に

ついて伺います。

いじめ、不登校、引きこもりは、最悪の場合には自死に至ることもある子どもや若者をめぐる深刻な課題の一つです。

いじめ、不登校、ひきこもり、自死に関する国の最新データでは、令和5年度時点で、いじめ認知件数は、過去最多の73万2,568件、重大事態は1,306件、不登校数は、34万6,482人となっています。

また、ひきこもりは、15歳から64歳の50人に1人、自死は2万1,818人に上っております。いずれも悪化の一途をたどっており、国の対策に加え、市としてもきめ細やかな支援が求められています。

こうした中、笛吹市においては、いじめ防止基本方針、こども計画、地域福祉計画、自殺対策計画などで、取り組みの方向性は示されていますが、「不登校は、学校と家庭だけで抱え込んでしまっている」「ひきこもりは、相談窓口が複数あって分かりにくい」といった声も聞こえており、課題解決の難しさが伝わってきます。

一方で、NPO法人ライフリンクが公表している「自殺の危機経路」では、いじめから進路の悩みにつながり自死に至る経路、ひきこもりからうつ病になり、将来生活への不安から自死に至る経路が示されています。いじめ、不登校、ひきこもり、自死は、連続した課題であるとも考えられ、いじめから不登校になる前に、不登校からひきこもりになる前に、適切な対応が必要だと考えます。

さらに子ども家庭庁では、若年層の自殺防止対策として、全国の市町村に法定協議会の設置を呼びかけています。学校や医療機関、児童相談所などが連携し、自殺の恐れのある子どもの情報を共有することで、早期に支援につなげる体制を整えることが目的とされています。本市においても、子どもの危険サインを見逃さず、関係機関が迅速に対応できる仕組みづくりが求められています。

そこで伺います。

1. 市では、いじめ認知事案が、その後、不登校につながってしまった事案数、ひきこもりにつながってしまった事案数、自死につながってしまった事案数など、いじめに起因する課題を把握するためのデータの収集などを行っているのか伺います。

2. いじめ、不登校、これらを起因とするひきこもり、自死について、各所管課が緊密に連携する中で、学校、福祉、地域、医療などの包括的な支援体制づくりが必要だと考えますが、市では、相談対応や支援などについて、どのように取り組んでいるのか伺います。

3. 学校を卒業した若者などは、学校現場や行政機関とつながる機会が減ることで、ひきこもりや自死に至らないようにするための支援のアプローチが難しくなることが予想されます。

(1) どのように支援のアプローチを行っているのか伺います。

(2) 支援を必要とする方が、自らが相談しやすいように「ワンストップ窓口」を創設するほか、SNSやオンラインでの相談対応や支援なども有効だと考えますが、市の考えを伺います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

岩間保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩間正剛君）

三枝賢治議員の一般質問にお答えします。

まず、いじめに起因する課題を把握するためのデータの収集についてです。

国が実施した、不登校やひきこもりなどに関する調査、研究では、いじめが、不登校、ひきこもり、自死につながる要因の一つになっていることが示されており、市では、いじめの早期認知と適切な対応が重要であると認識しています。

市では、いじめに起因する課題を把握するための独自の調査は実施していませんが、15日以上欠席した児童生徒の状況について、月ごとに学校から報告を受け、日常的に欠席者数を把握しています。また、欠席理由を、病気、経済的理由、不登校、その他の4区分でまとめ、欠席のきっかけ、児童生徒の様子や家庭での状況等、詳細な報告により、個々の児童生徒の状況や欠席の背景の把握に努めており、その中でいじめが起因しているかどうか、判断しています。

なお、学校は、いじめを認知した際には、笛吹市いじめ防止基本方針に基づき、家庭や教育委員会への連絡、相談や、事案に応じてその他関係機関との連携を取るなど、適切できめ細かな支援を行っています。

次に、いじめ、不登校、これらを起因とするひきこもり、自死に関する相談対応や支援についてです。

ひきこもりについては、ひきこもり支援庁内連絡会議を定期的に開催し、保健福祉部、子供すこやか部、教育委員会の関係課で情報共有を行いながら、ケースごとに切れ目のない支援に取り組んでいます。

また、民生委員、児童委員には、ひきこもり事案の情報提供や市の相談窓口の周知に協力をお願いしているほか、峡東保健福祉事務所、医療機関、障害相談支援事業所等の関係機関と連携して支援を行っています。

自死については、自殺対策庁内推進委員会を定期的に開催し、全庁的に自殺対策に取り組んでいます。自死につながる恐れのある事案を覚知した際には、対象者の年齢などに応じて窓口となる課につなぎ、保健福祉部、子供すこやか部、教育委員会の関係課で情報を共有するとともに、包括的な支援に取り組んでいます。

令和8年度には、自殺対策庁内推進委員会の中に「こどもの自殺対策特別部会」を新たに設置しました。今後は、子どもの自殺対策に特化したきめ細かな支援を推進していきます。

また、地域を含めた包括的な支援を推進するため、市内医療機関、警察などの関係機関と連携した、「笛吹市自殺対策ネットワーク会議」を開催し、支援体制の強化を図っています。

次に、学校を卒業した若者などを対象とした支援のアプローチについてです。

支援のアプローチについて、小中学校在学期間には、学校を中心に福祉、医療、地域が連携した支援を行っていますが、中学校卒業から18歳未満までの方については、令和6年4月に開設した「こども家庭センター」が中心になって支援を継続しています。また、18歳以上の方については、健康づくり課が中心になって支援を継続しています。中学校を卒業したことで支援が途切れてしまうことがないよう、関係課で情報共有を行うとともに、庁外の関係機関とも連携し、支援を継続しています。

ワンストップ窓口の創設、SNSやオンラインでの相談対応や支援について。

市では、いじめ、不登校、これらを起因とするひきこもり、自死など、様々な悩みを抱え、支援を必要とする方が、教育、福祉、子育てなど、いずれの分野からの相談であっても、包括

的な支援につなげることができるよう、庁内をはじめ、関係機関との連携体制を構築しているため、ワンストップ窓口の創設は考えていません。

SNSやオンラインでの相談や支援については、匿名性が高く、相談者が相談しやすいと見込まれるため、支援のアプローチの一つとして有効と考えています。

国において、SNSを活用した、専門性の高い相談窓口として、24時間、365日相談ができる「厚生労働省SNS相談」が開設されていることから、最大限活用してもらうため、市の広報紙やホームページなどを通じて、今後も周知を図っていきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

三枝賢治君。

○2番議員（三枝賢治君）

丁寧な答弁ありがとうございました。

再質問はありませんが、意見を述べさせていただきます。

いじめ、不登校、引きこもり、自死に関する取り組みが進められていることは理解いたしました。いじめをきっかけに不登校や自死へとつながる実態について、市として独自のデータが蓄積されていない点は大きな課題です。早い段階で兆候をつかみ、適切な支援につなげるためには、体系的で継続的なデータ収集と分析が欠かせません。

また、SNS相談など国任せにするのではなく、市としても独自のアプローチを検討し、つながりやすい環境を整える必要があります。

誰も孤立させないまちを掲げる本市として、その理念にふさわしい実効性のある支援体制を整えることが求められています。子どもや若者の命と未来にかかわる重大な課題であることを踏まえ、市が現場をさらに前へ進め、誰一人残さない支援の仕組みづくりを強く求めます。

続きまして、外来植物の拡大を防ぐための市の現状と今後の取り組みについて、質問させていただきます。

外来植物の問題は、景観や農業、さらには市民の安全にも関わる地域全体の環境を守る上で避けて通れない課題です。

近年、笛吹市内において、オオキンケイギク、アレチウリ、セイタカアワダチソウ、ナガミヒナゲシ、オオカワヂシャなど、生態系や農業に影響を及ぼす外来植物の侵入が進んでいます。

特にオオキンケイギクは、数年前から市内の各所で群生が確認されており、継続的な課題となっています。昨日、特定外来生物の対策が急務であると、新聞報道されました。

市内では、特定外来生物であるオオキンケイギクを花束のように採取して持ち歩く市民の姿も見かけました。悪意のない行為であっても、外来植物の拡散につながる可能性があり、適切な周知が必要です。

また、毒性や皮膚炎を引き起こす植物であるナガミヒナゲシが全国的に急増していることも、テレビニュース等で取り上げられており、子どもが触れる環境における安全面も無視できません。

また、外来植物の繁茂は、観光地としての景観を損なうだけでなく、農作物の生育を阻害するなど農業被害の可能性もあります。

そのため、発生状況の把握、浄化体制、市民への周知、通報窓口の明確化など、外来植物対

策に力を注ぐ必要があると考えます。

そこで、以下の点について伺います。

1. 発生状況の把握について

(1) 市内における特定外来生物の発生状況をどのように把握しているか伺います。

(2) 市独自の調査を行っているのか、県や国のデータに依存しているのか、その方法をお示しください。

(3) 直近の把握状況があれば、笛吹川の河川敷、市道、市有地、公園、農地周辺など、発生しやすい場所ごとにお答えください。

2. 国や県との連携について

(1) 笛吹川などの河川敷は国や県の管理下にあります。外来植物の繁茂は市民生活にも影響します。国や県との役割分担はどのように整理されているのかお示しください。

(2) 国や県が実施している除去活動の頻度や内容について、市として把握している範囲を伺います。

3. 除去活動の実績について

(1) 市が直近3年間で実施した除去活動について、実施場所、回数、担当部署、作業内容、費用を具体的にお示しください。

(2) 市道・公園・市有地において、外来植物の除去を計画的に行う仕組みがあるのか、ある場合はその内容を、ない場合は今後の考え方を伺います。

4. 市民参加型の取り組みについて

(1) 外来植物対策は行政だけでは限界があります。過去3年間に、市民・地域団体・学校などと協働して実施した除去活動はありますか。あれば回数、参加人数、主な場所をお示しください。

(2) 今後市民参加型の活動を実施する予定があるか、ある場合はその概要を伺います。

5. 市民からの通報窓口について

(1) 市民が外来植物を発見した場合、どの部署が一次対応の窓口となるのか、具体的にお示しください。

(2) その窓口を市民にどのように周知しているのか、周知が不十分であれば、いつまでにどのような方法で周知するのかお答えください。

6. 今後の中長期的な方針について

(1) 市として外来植物対策の中長期的な方針や行動計画を策定する考えがあるか伺います。策定する場合は、何年度を目途とするのか明確にお示しください。

(2) オオキンケイギク・アレチウリ・ナガミヒナゲシなど、市内で優先的に駆除すべき種を「重点種」として位置付ける考えがあるか、その選定の考え方と時期についてもお答えください。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

太田市民生活部長。

○市民生活部長（太田孝生君）

三枝賢治議員の一般質問にお答えします。

まず、発生状況の把握についてです。

市内における特定外来生物の発生状況の把握、市独自の調査、笛吹川の河川敷、市道などでの直近の把握状況については、市内における特定外来生物の発生状況については、施設管理における点検や見回り、市民からの通報などから、把握しています。なお、市では発生状況を把握するための調査は実施しておらず、国や県からデータの提供ありません。把握している状況では、河川沿いに多く群生が見られます。特に笛吹川の土手においては、オオキンケイギクが目立ち、道路沿いと土手の法面に広く群生が見られます。また、公園のうち、平等川河川公園において、一部に群生が見られ、八代ふれあい健康広場において、発生を確認しています。農地周辺においては、一部で発生を確認しています。

次に、国や県との連携についてです。

国や県との役割分担については、オオキンケイギクの発生が確認されている笛吹川の河川敷では、河川管理の考え方の下、管理者である国と、道路として一部を占有している県および市が連携して定期的に除草作業を実施し、在来雑草と合わせて除去しています。

国や県が実施している除去活動の頻度や内容について、国および県は、管理する河川や道路において、毎年2回程度の除草作業を実施しているほか、通報や情報提供があった際に、現状を確認し、必要に応じて緊急の対応として除去作業を行っています。

次に、除去活動の実績についてです。

市が直近3年間で実施した除去活動については、除草作業を、笛吹川の市が占有する市道沿いにおいて毎年2回、平等川河川公園において毎年4回実施し、在来雑草と合わせて除去しています。令和7年度からは、実施時期を外来植物の種子が付く前にするなど、できる限り分布の拡大や定着を防ぐよう計画的に実施しています。また、八代ふれあい健康広場においては、指定管理者が施設の見回りを行う中で、外来植物を発見した場合は、その都度、除去し、処分しています。費用については、市道および公園の管理業務の一環として除草作業を実施しており、委託料または指定管理料に含まれていることから、個別に算出することはできません。

外来植物除去を計画的に行う仕組みについては、現時点ではありませんが、除去に最も効果が高い時期における、計画的な除去の実施について検討していきます。

次に、市民参加型の取り組みについてです。市民が参加しての除去活動は実施していませんが、今後、発生の拡大が懸念される場所について、他自治体の活動事例等を参考に、市民参加型の除去活動について研究していきます。

次に、市民からの通報窓口についてです。

市の外来植物に関する窓口は、環境推進課です。

現在は、市のホームページに掲載しているオオキンケイギクの駆除に関する記事の中で、問い合わせ先として周知しています。今後、オオキンケイギクなどの開花前の時期に、市の広報紙に外来植物についての記事を掲載するとともに、行政区長や環境推進委員を通したチラシ配布などを実施し、その中で窓口についても分かりやすく周知していきます。

次に、今後の中長期的方針についてです。

中長期的な方針や行動計画の策定については、現時点で明確な時期を示すことはできませんが、他自治体の例を参考に研究していきます。

特定外来生物のうち、特に優先して駆除するものを重点種に位置付ける考えについて、特定外来生物に指定されているオオキンケイギクやアレチウリなどについては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」において、生きた状態での移動の禁止、販売の禁止、

植え付けの禁止などが明記されていることから、市として指定する考えはありません。また、ナガミヒナゲシなど、特定外来生物に指定されていない外来植物については、他自治体の対応状況を参考に研究していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

三枝賢治君。

○2番議員（三枝賢治君）

丁寧な答弁ありがとうございます。

市として、外来植物への対応を進めていただいていることは理解いたしました。

しかし、オオキンケイギクをはじめとする外来植物は依然として市内で拡大しており、現在の除草中心の対応だけでは十分に抑え込めていないのが現状であります。外来植物の多くは、根や地下茎が残れば再生するという強い特性を持っています。だからこそ、まず必要なのは、発生状況を正確に把握することです。どこに何がどれだけ広がっているのか。これを地図化し、データとして蓄積した上で、最も効果のある効果の高い時期に計画的な駆除につなげていく。この流れを市として構築していただきたいと思います。

また、市民にとっては、国、県、市の区別はなく、笛吹市内の河川や道路であり、縦割りは非常に分かりづらいものです。

だからこそ、市の環境推進課が窓口を1本化し、市民からの相談を受け止めた上で、内部で国や県と調整する体制を整えるべきだと考えます。

外来植物の問題は、景観や農業への影響だけでなく、毒性を持つ種もあり、子どもたちの安全にも関わる重大な課題です。笛吹市独自の駆除対策を笛吹市スタイルとして全国に先駆けて示すことができるはずです。

除草中心から一歩進んだ実効性のある対策へ転換を強く求め、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、三枝賢治君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後1時30分といたします。

ご苦労さまでした。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時30分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

次に、通告に従い、樋口滝人君の質疑および質問を許可いたします。

1番、樋口滝人君。

○1 番議員（樋口滝人君）

1 番、笛新会、樋口滝人です。

一般質問に入る前に一言申し上げます。

先日、ある女性国会議員が、小泉防衛大臣の質問の中での自衛隊員の家庭の環境や経済状況を連想させる発言は大きな議論となりました。私は、政治的な立場を超えて、この発言には強い違和感を覚えました。この議場におられる方の中でも、防衛自衛隊関係者のご家族や知人がいらっしゃると思います。どんな気持ちで聞かれたのでしょうか。

自衛隊の皆さんは、国防という重大な任務だけではなく、災害が起きれば自らの危険を顧みず被災地へ向かい、多くの命を救ってくださっています。自衛隊に入隊する若者たちの志は、国を守りたい、困っている人を助けたいという崇高な使命感に支えられていると信じます。私たちが当たり前のように安心して眠り、子どもたちが学校へ通い、農家が畑で汗を流し、企業が経済活動が続けられるのは、誰かがその平和と安全を支えているからです。

私は自衛隊に限らず、農業者も事業者も、会社員も公務員の皆さんも、それぞれの持ち場で社会を支える全ての人に敬意を払うべきだと考えています。そして、そのような方々が納めた税金を預かり、市民生活を支える仕組みを考えることが、私たち議会と行政の責任であります。

本日の質問は、委託料のあり方と農業の剪定枝活用についてであります。その根底にあるのは、市民から託された財源と地域資源をどう生かすのかという1点であります。そのことを念頭に置きながら質問させていただきます。

1つ目の質問です。

果樹剪定枝の処理と資源循環につきまして、笛吹市は、言うまでもなく全国有数の桃・ブドウの産地であり、果樹王国として日本を代表する地域であります。現在、市内では農繁期を迎えておりますが、果樹栽培においては冬季から春先にかけて大量の剪定枝が発生します。農家の皆さまは丹精込めて剪定作業を行い、品質の高い果実生産に努められております。しかし、その一方で、剪定後に発生する大量の枝の処理については、現在も現地焼却、いわゆる野焼きに近い形で処分される例が多く見受けられます。

冬季の朝、市内各地から煙が立ち上る風景は、笛吹市の風物詩とも言えますが地域の日常とも言える一方で、・煙害や臭気の問題・PM2.5等の環境負荷・火災リスク・高齢化による処理負担など、多くの課題も抱えております。また、近年では脱炭素社会の推進や循環型社会の構築が求められる中で、これまで「廃棄物」と考えられていたものを「資源」として活用する考え方が全国に広がっています。

以上のことから、次のことについて伺います。

1. 全国では、果樹剪定枝を地域資源として活用する取り組みも進んでおります。例えば、果樹産地では、剪定枝を回収しチップ化して燃料利用する取り組み、炭化による土壌改良材への活用、公共施設ボイラー燃料化など、資源循環型農業への転換が進められております。笛吹市においても、果樹生産量の規模を考えれば、剪定枝は膨大な資源量を持っていると言えます。

1つ目に伺います。市では、果樹剪定枝の年間発生量や処理実態について把握していますか。

2 番目、焼却処理による苦情件数や、防災上の課題についてどのように認識をされていますか。

3 番目、市として、全国自治体の先進事例について研究・調査を行っているのか伺います。研究対象となっていない場合、今後位置付ける考えはあるのでしょうか。

2つ目です。境川町石橋工業団地内では今後、地産地消型バイオマス企業の愛知県名古屋市に本社があるプロスペクAZ株式会社によるバイオマス発電施設の整備も令和10年に完成予定されていると聞いております。私はここに大きな可能性があると考えています。つまり、「燃やして終わり」から「地域資源として循環利用」へという転換です。

果樹王国・笛吹市だからこそ、「果樹剪定枝の資源循環モデル」を全国に先駆けて構築できる可能性があるのではないのでしょうか。

1番、市内に整備予定のバイオ関連施設において、果樹剪定枝を燃料や原料として活用する可能性について、市はどのような検討を行っていますか。

2番目、施設整備をする際、剪定枝の発生場所から農業従事者が運搬処理するのか、あるいはJAや民間事業者と連携した収集システム構築の考えについて伺います。

以上、よろしくご返答をお願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

角田産業観光部長。

○産業観光部長（角田一満君）

樋口滝人議員の一般質問にお答えします。

まず、果樹剪定枝を地域資源として活用する取り組みについてです。

果樹剪定枝の年間発生量や処理実態について、果樹剪定枝の年間発生量は、個々の農家においても把握しておらず、市として把握することは難しいと考えます。

果樹剪定枝の処理については、多くの場合、剪定後に農地で焼却処分されています。なお、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物の焼却は原則禁止されていますが、同法の施行令では、農業や林業などを営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却は例外とされています。

また、近年では、樹木粉碎機によって枝を粉碎し、土壌に還元する方法も普及してきており、JAふえふきにおいても、樹木粉碎機の貸出しを行っています。

焼却による苦情件数や防災上の課題について、果樹剪定枝の焼却に対する苦情は、令和6年度が8件、令和7年度が10件でした。苦情を受けた際には、その都度職員が現地に赴き、焼却煙が周辺住民の生活環境に影響しない配慮をするよう指導しています。

防災上の課題については、強風時や乾燥時における焼却は大規模火災を引き起こす可能性があります。そのため市では、笛吹市火災予防条例に基づき、気象条件により林野火災注意報や林野火災警報を発令し、火気の使用を制限しています。

先進事例に関する研究・調査について、果樹剪定枝の処分に関する取り組みとしては、山梨県が推進している4パーミル・イニシアチブ事業があります。この事業では、剪定した枝を無煙炭化機で炭にした後、樹木粉碎機でチップにして、土壌に還元することで、果樹園の土壌に炭素を貯留し、二酸化炭素濃度の低減を図ります。県では、この取り組みにより、温暖化の抑制に寄与するとともに、「環境に配慮した農産物」としてブランド化し、付加価値を向上させることを目指しており、市においても、農業塾などを通じて普及していきます。

次に、果樹剪定枝を活用した資源循環についてです。

市内に整備予定のバイオマス発電施設において、果樹剪定枝を燃料や原料として活用する可能性については、令和10年1月操業予定のプロスペクAZ株式会社から、本市の果樹栽培

で発生する果樹剪定枝の受入れについて、バイオマス発電施設の燃料の一部として、将来的に有効利用することを検討するとの提案があります。

施設が整備された際の、果樹剪定枝の収集システムの構築については、プロスペック A Z 株式会社が事業化する場合には、収集システムの構築に協力していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

樋口滝人君。

○1 番議員（樋口滝人君）

再質問をお願いいたします。

この剪定枝の質問は、まさか私がすると思っていませんでした。2 年前に議会人になって、これは農業もやらなければあかんということを思ったわけで、そうしたら剪定枝の問題がありまして、私、60 数年間に農業やったことがなかったですから、初めて剪定時の問題を取り上げさせていただきました。

質問はですね、先ほど剪定枝のボリュームがちょっとまだ分からない。確かに分からないと思います。私はチャット G P T で調べました。

それが確かかどうか分かりませんが、山梨県のいろいろな資料を集めて、トータルでいろいろ計算してもらった結果、年間8千トンぐらいじゃないかという数字が出ました。それは信憑性は定かではありませんが、それからカロリー計算していくとですね、バイオマス発電に持っていくと、大体計算してもらって、これは私の計算ではないですよ、チャット G P T の計算ですけど、800 から1,250 世帯の年間電力を賄うことができると書いてあるんですね、バイオマス発電。

しかしながら、バイオマス発電というのは、燃料効率は3割ぐらいしかなくて、一番いいのは燃やすこと、チップにして燃やすこと、これが一番だそうです。ですから、逆に、例えば市の市営温泉ですとか、今重油とか使っていると思いますけれども、給食センターとか、ああいった施設に使ったほうが、一番燃料効率はいいんだと、循環型としては効率がいいんだろうというふうに、第三者の目からもそう言われていまして、私はそう思うんですが、そこらへんを含めて、チップの機械を貸すとか何かという話よりも、農業従事者が、今、苦情件数が結構あるという話ですけども、今後、やはり剪定枝の問題というのは避けて通れない問題になると思いますので、今後こういった方面に、バイオマス以外にですね、収集方法とか、その他いろいろケアすることについてお考えがあったら教えていただきたいことです。

○議長（神宮司正人君）

答弁を求めます。

角田産業観光部長。

○産業観光部長（角田一満君）

樋口議員の再質問にお答えします。

剪定枝の活用につきましては、今後しっかり研究をさせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（神宮司正人君）

質疑・質問はありませんか。

樋口滝人君。

○1 番議員（樋口滝人君）

分かりやすい回答ありがとうございました。

これ以上はありませんけども、次に行きますね。

次の質問ですが、委託契約における積算体制について質問します。

近年、自治体業務は高度化・専門化が進み、・システム関係・設備保守・専門調査・コンサル業務など、行政内部だけでは専門性の判断が難しい委託契約が増加しております。そのような中、多くの自治体では、職員の専門性不足もあり、「業者見積書を基礎に予定価格を設定している」という実態があります。

もちろん、専門事業者の知見を参考にすること自体は必要ですが、一方で、「適正価格を自治体側が判断できるのか」という課題があります。

そこで以下の4点について伺います。

1 番目、笛吹市における次の委託契約の予定価格は、どのような根拠や積算手法に基づいて設定されているか伺います。

①八代、境川、石和スクールバス運営事業の委託料、②ごみ収集事業のうち、生活系可燃ごみ収集運搬費委託料、③いちのみやももの里温泉運営事業のうち、施設の指定管理料、④石和ふれあいセンターなごみの湯事業のうち、施設の指定管理料。

2 番目、業者見積への依存度についてどのように認識しているか伺います。

3 番目としまして、昨今の国際情勢の不安定化により、資材価格やエネルギー価格、輸送費等が急激に変動するケースが増えております。今回の中東情勢を含め、不測の事態により契約途中で増額変更が発生することも想定されます。その際、「言われるまま増額する」のではなく、「客観的根拠をもって査定する能力」が行政側に求められます。全国自治体では、・技術監理部署の設置・外部専門アドバイザー・第三者積算チェック・PMO支援などにより、契約の透明性と適正性を高める取り組みも進められています。

契約途中に増額変更が発生した場合は、市はどのような基準で妥当性を判断しているのか伺います。

4 番目、笛吹市においても、今後ますます高度化する委託契約に対応するため、積算能力向上や専門家活用を含めた体制整備が必要と考えますが、市の見解を伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小林総務部長。

○総務部長（小林匡君）

樋口滝人議員の一般質問にお答えします。

まず、委託契約の予定価格の根拠や積算手法についてです。

八代、境川、石和スクールバス運営事業の委託料について、スクールバス運行業務委託に係る費用は、国土交通省の公示運賃・料金に基づいて積算しています。具体的には、使用するスクールバスの車種に応じて、走行距離から算出されるキロ制運賃と、点呼・点検時間と走行時間から算出される時間制運賃の合計に運行日数を乗じて算定しています。

ごみ収集事業のうち、生活系可燃ごみ収集運搬費委託料については、社会情勢や労務単価の

変動を踏まえた上で単価を積算し、可燃ごみ集積所数や過年度の運搬実績などを基に業務量を乗じて予定価格を算定しています。

単価の積算に当たっては、事業者から参考見積を徴し、市の積算した単価と比較、検討を行い、社会情勢や労務単価の変動を適切に反映できているか精査しています。

いちのみや桃の里温泉運営事業、石和ふれあいセンター事業については、地方自治法第244条の2を根拠にする指定管理者との協定であり、同法第234条に規定する契約の締結による委託契約ではないことから、同条第3項に規定する予定価格は設定していません。

指定管理者制度においては、単に施設の維持管理だけではなく、運営を含めた包括的な管理を指定管理者が行います。そのため、指定管理者の公募の際には、利用者数、利用料金、管理経費の実績を示した上で、住民サービスの向上等の取り組みや管理運営の事業計画を応募団体から提案してもらい、収支予算を含めた提案内容を総合的に審査し、指定管理者を選定しています。

次に、業者見積への依存についてです。

測量・設計など、工事関係の業務委託は、国・県の公表単価および積算基準、建設物価調査会・経済調査会から定期的に刊行されている物価資料に則って設計しています。それ以外の業務委託は、経済産業省が公表している委託事業事務処理マニュアルを基に、市が作成した業務委託費の積算方法に基づき設計しています。

設計書の中で、人件費および一般管理費は、委託事業事務処理マニュアルの計算式により算定しています。

旅費、備品費、通信運搬費などの業務費は、公表単価および積算基準、物価資料に則って算定しています。これにないものは、複数の事業者からの参考見積を比較、検討し、単価を設定しています。

次に、増額変更契約の基準と妥当性についてです。

委託契約においては、原則として契約金額での履行を求めています。事前に予期できない事象による業務内容の追加や、業務期間の延長などの変更については、協議を行うこととしています。

内容の妥当性については、公表単価および積算基準、物価資料の確認、複数の事業者からの参考見積を用いて判断しており、契約約款の「天災その他不可抗力による契約内容の変更」「業務に係る受注者の提案」に基づき処理しています。

次に、高度化する委託契約に対応するための体制整備についてです。

業務委託の発注における設計積算能力の向上については、全国建設研修センターでの設計積算に関する研修の受講や、業務委託費の積算方法についての職員向け説明会の開催など、職員の育成に取り組んでいきます。

なお、本市では、職員での対応が難しい高度な内容の業務については、専門業者に業務を委託しています。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

樋口滝人君。

○1 番議員（樋口滝人君）

再質問をお願いいたします。

今、小林部長、私の質問に95%お答えいただき、ありがとうございました。大体分かりました。残りの5%で質問させていただきます。

例えばスクールバスですが、最近、今年になって、ある地区の子どもさん8人、スクールバスで送っていただいている。これは非常に素晴らしいことだと、僕はそれに努力された、尽力された方々にお礼を言いたいところなんです、ただ、金銭的にバスを利用している。先ほどのご説明でも、バスの場合は国土交通省が決めた金額というのは大体あるそうなので、それを下回るわけにいかないから、ある程度金額になると思うんですが、ただ、ちょっと人数がこれから増えるか減るか知りませんが、タクシーとかデマンドを使ったほうが安いかなということ、ひょっとしてある可能性もこれから出てくると思うんですよね。バスは22人、子どもさんがいる場合は当然バスになると思うんですけども、そういったことも少しですね、お考え、比較検討をしていただけないかなというお願いですが、それが質問になります。

○議長（神宮司正人君）

答弁を求めます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

樋口滝人議員の再質問にお答えします。

現時点ではスクールバスの方向で考えておりますけれども、当然、今後タクシーということも考えられると思いますので、そこについては研究させていただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

樋口滝人君。

○1 番議員（樋口滝人君）

再質問をもう一つお願いします。

教育部長の明快な言葉、お返事ありがとうございました。分かりました。

指定管理料の関係なんです、ちょっと私が分かんないのはですね、当然、指定管理を決めるための委員会がですね、副市長をはじめですね、選定委員会があると思うんですけども。

その決め方といいますのは、先ほどの部長のご説明では、ある程度金額は決まっていけど、向こうの業者さんのほうで金額、予算を組んできたものを大体そういう数字にしているということなんです、ただ、それはそれでいいですが、それは予算はあくまで予算であって、実際に決算の段階で入場料とか違ってくるはずなんです。そうした場合の委託料の変更があるかどうか。そして、それと、あと事業者というのは当然収益を伴うものですから、もし変更するとなると、どのくらいの利益を検討されているのか、この2点を、ちょっと教えていただきたいということです。

質問です。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小澤総合政策部長。

○総合政策部長（小澤宏之君）

樋口滝人議員の再質問にお答えします。

指定管理料を設定する場合には、あらかじめ予定価格というのを先ほど答弁したとおり設定しておりません。それは、いろいろな業者さんたちがいろいろ工夫しながらその施設をやっていただくというところで決定はしておりません。

また、精算も、もともと決めた指定管理料を決めたときに、多く入った場合でもこっちに返してくださいというふうには今はなっておりません。また、足りなかった場合には、協定の中でそこは見ていくということになっていますので、そこは業者さんとの協定の中での取り決めの中で、指定管理料が足りなかった場合には、運営費が足りなかった場合には指定管理費を増額するということが中にはあります。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

意見はありませんか。

樋口滝人君。

○1番議員（樋口滝人君）

ありますが、やめました。

また次の機会に、3分あるのか、質問させてください。

○議長（神宮司正人君）

意見です。

○1番議員（樋口滝人君）

意見、失礼しました。

意見としてですね、指定管理をいったん決めたから、その決算がどうであれ変えられないということにちょっと問題があるのかなと。なぜならば、予算設定された業者さんがしたときにですね、入場料等を安く見積もっているところもあったんですよ。そういった場合は、例えば去年の10月から半年間でですね、お客さんがかなり増えていまして、入場料も多いわけなので、利益が出ればそれでいいことなんですけど、そこらへんちょっともう一回見直ししていただきたいというお願いの意見です。

続けて最後に一言また申し上げたいと思います。

トランプ大統領がいらんことをした結果、イランとの覚書締結で、アメリカ側の一方的な譲歩で甚大な人的、物的被害を残しただけで、誰も得をしない徒労に終わることになりました。バチカンのレオ教皇も非難を繰り返しています。

この歓迎されない紛争において、ホルムズ海峡封鎖で原油価格が跳ね上がり、1ドル162円へ、円安ドル高、金利上昇など金融が動き、エヌビディアを筆頭にAI関連の株高、物価の高騰が惹起され、私たち市民の消費生活は翻弄され続けてきました。

影響を最も受けるのは大国の指導者ではなく、毎日汗を流して働く普通の市民であります。平和を壊すのは一握りの人ですが、その代償を払うのは大勢の人です。だからこそ、私たち地方政治に携わる者は、平和な社会の中で託された税金や地域資源を1円たりとも一片たりと無駄にしてはならないと思います。

本日取り上げた委託料の問題も、市民からお預かりした税金をどう使うのかという問いであります。また、農業の剪定枝の問題も、これまで捨てられていた地域資源をどう生かすかとの

問いであります。

私は、これからの地方自治体には、人口減少や少子高齢化という現実を直視しながら、都市間競争の中で常にイノベーションを追求し、市を運営していく視点が求められると考えております。大切なのは、今までの延長線上ではなく、未来の笛吹市をどう運営していくのかという視点を持つことではないでしょうか。

私の一般質問を終わります。

○議長（神宮司正人君）

以上で、樋口滝人君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

荻野委員。

○12番議員（荻野謙一君）

笛新会の荻野でございます。

今、笛新会の樋口議員が一般質問しましたけど、その中で指定管理契約ならびに積算についてということの中で、スクールバスの運行についてちょっとお伺いいたします。

スクールバスの運行の方針の中を見ると、キロ数が3キロ以上ということがうたってあります。また、その中で、別に市長が認めることができるというようなことも書いてありました。

その中で、笛吹市内では、市内には、今回、樋口議員は具体的に名前を言えませんでした、石和地区の向田行政区、境川町地区の大坪地域、この2拠点が今回4月からスクールバスの運行がされています。

そういった中で、この地域がやはりおおむね2キロぐらいの両方とも地域なので、笛吹市内にもほかにも2キロぐらいの地域というのは何カ所かあります。そういった中で、この2拠点だけにやるというのは、市民、ほかの学校区にとっても、平等ではないという考えも、私は持っております。

その中で、今、金額についてですけど、向田地区の児童生徒が8人でございます。その中で、年間の費用が1,441万5千円、境川町の大坪地区が15人の送迎で年間1,848万円ということで、両方合わせると3,289万5千円ということでございます。

その中で、一人当たりに換算すると、年間142万円のお金になります。そういった中で、やはり先ほどの中だと国土交通省の規定の中で積算しているということでございます。

非常に事業としては、私も非常に喜ばしいことだと考えております。ただし、年間にかかる費用が、これだけの1人当たり142万円かかるということが妥当なのかどうなのか。

先ほど教育部長が今後タクシーを使うということも、今、答弁されてましたけど、そういうことをぜひとも検討していただいて、今回この経緯に至った状況を、説明をお願いしたいと思います。

○議長（神宮司正人君）

荻野議員、指定管理料でなくて、委託料のことでよろしいでしょうか。

○12番議員（荻野謙一君）

はい。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

荻野憲一議員の関連質問にお答えします。

まず、スクールバスの利用につきましては、学校長それから地元の区の要望に合わせて、こちらのほうで要綱を定めております。その中で、それが適当なのかどうなのかということを検討した上で採用しています。

それから、先ほどおっしゃられた数字なんですけれども、まず境川についてはマイクロバスを使っております。その関係で、単価がそれなりの単価を使っておる中で、1, 848万円の設計額に対し、契約については1, 494万円になっています。

それと石和につきましては、8人程度でございますので、コミュニーターバスと言いまして、コミュニーター車ですか、10人前後が乗れる車を採用して運行しております。

こちらにつきましても1, 441万5千円の設計額ですが、契約については1, 247万円になっています。

いずれの契約におきましても、市内業者から複数の見積もりを徴し、その中で一番安い単価のところと契約しております。

なお、それぞれの運行バスについては、登校時に一回、それから下校時に2回運行しております。そういった内容で現在契約をしている最中です。

タクシーにつきましては、まだ現段階でスクールバスの方針しか市の中で決まっております。私、先ほどタクシーも研究すると申し上げましたが、市としての方針を決めた上で、タクシーの導入の可否についても含めて検討させていただきたい、研究させていただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

関連質疑・質問はありますか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終わります。

次に、通告に従い、山本茂貴君の質疑および質問を許可いたします。

5番、山本茂貴君。

○5番議員（山本茂貴君）

煌・フォーラム21の山本でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

その前に、今月13日から昨日21日まで行われました八代町のホテル祭りについて触れさせていただきます。

13日土曜日の開会式におきましては、太鼓の演奏を皮切りに開会セレモニーが盛大に行われました。その際には、山下市長をはじめ、神宮司議長、角田産業観光部長にもご参加をいただき、開会式を盛り上げていただきました。

この場をお借りして御礼を申し上げます。

当日は天候にも恵まれまして、観光客も含め約400人以上訪れたとの報告もいただいております。笛吹市の観光に少しでも貢献できればと、稲山銀河ホテルの会の会員の皆さまも大変喜んでおりました。

9日間という短い期間ですが、会員のほとんどが農家という、この繁忙期の中を一生懸命運

営に携わってくださいました。まずはお疲れさまでしたと、感謝と敬意を申し上げさせていただきます。

そして、今後は議員の皆さま方、執行部の皆さま方にもホタルの会員になっていただき、ホタル祭りをさらに盛り上げていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

近年、職員の働き方改革の推進や行政手続のオンライン申請、証明書のコンビニ交付の普及を背景に、自治体において窓口機能の見直しが進み、開庁時間を短縮する動きが全国的に広がっております。

山梨県に目を向けてみますと、県では、令和8年5月7日から令和9年3月31日までの期間、中北、峡東、峡南、富士・東部の地域県民センターにおいて、窓口対応時間を30分から75分短縮し、利用者へのアンケート調査を実施して、令和9年度の本格導入に向けて検証を進める予定となっております。

また、南アルプス市では、令和8年10月から、市役所本庁舎や各窓口サービスセンターなどの開庁時間を75分間短縮し、午前9時から午後4時30分までに変更する取り組みを試行的に実施するとのことでございます。

このほか、北杜市では4月に来庁者を対象に窓口の受付時間見直しに関するアンケート調査を実施し、甲州市では3月下旬に開庁時間短縮を検討するワーキンググループを設置するなど、県内の自治体においても、窓口の開庁時間短縮に向けた動きが活発化しております。

開庁時間の短縮は、市民サービスへの影響を十分に考慮しながら検討を進める必要がある一方で、職員の働き方改革の推進や窓口業務の効率化につながる重要な取り組みであると考えております。

そこで開庁時間の短縮に関しまして、以下の4点をお伺いいたします。

1. これまでは窓口の開庁時間、職員の勤務時間が同一となっておりますが、このことでどのような問題があるのか伺います。
 2. 窓口来庁者数の推移や時間帯別の傾向について、どのような状況か伺います。
 3. 証明書のコンビニ交付や電子申請など、窓口に行かなくても手続きが可能な行政サービスの利用状況と今後の拡充予定について伺います。
 4. 本市における開庁時間短縮の考えと検討状況について伺います。
- お願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小林総務部長。

○総務部長（小林匡君）

山本茂貴議員の一般質問にお答えします。

まず、開庁時間と職員の勤務時間が同一となっていることの課題についてです。

現在、開庁時間と職員の勤務時間が同じであるため、始業前に、各種システムの起動、レジの準備、窓口カウンターの清掃などの開庁準備を行い、終業後に、住所異動等の処理内容の確認、証明書発行手数料の集計を行うなど、時間外勤務を前提とした働き方となっており、恒常的な時間外勤務が発生しています。

また、勤務時間中は、窓口業務が繁忙となることで、職員間の情報共有、業務改善や市民サー

ビスの充実に向けた検討を行う時間が確保しづらいことも課題として挙げられます。

次に、窓口来庁者数の推移と時間帯別の傾向についてです。

窓口来庁者数が最も多い戸籍住民課の例では、窓口来庁者数については、令和5年度が約3万3千人、令和6年度が約3万1千人、令和7年度が約3万6千人でした。

令和7年度は、マイナンバーカードの電子証明書の更新時期を迎える方が集中したことや、マイナ保険証への切替えなどの影響で、マイナンバーカードの新規取得や更新手続きの来庁者が増えたため、全体の来庁者数が増加しました。

なお、マイナンバーカードの手続きを除く、住民票等の証明発行や戸籍の届出、住民異動に関する来庁者数は、令和5年度が約2万4千人、令和6年度が約2万2千人、令和7年度が約2万1千人と減少傾向にあります。

時間帯別の傾向について、直近の令和8年5月の状況では、午前8時30分から午前9時までが5.4%、午前9時から午前10時までが12.8%、午前10時から正午までが28.2%、正午から午後1時までが8.9%、午後1時から午後3時までが24.3%、午後3時から午後4時までが11.9%、午後4時から午後5時15分までが8.4%となっています。午前9時から午後4時までの間に、全体の約90%が来庁している状況です。

次に、証明書のコンビニ交付や電子申請など、窓口に行かなくても手続きが可能な行政サービスの利用状況と今後の拡充予定についてです。

マイナンバーカードを利用し、全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機で、証明書の交付を受けられるコンビニ交付サービスについて、本市では、住民票の写しや印鑑登録証明書のほか、令和6年1月からは戸籍の附票なども交付しています。

コンビニ交付サービスでの交付件数は、令和5年度は2万7,434件、令和6年度は3万1,449件、令和7年度は3万2,734件と年々増加しています。また、これらの証明書の窓口交付を含めた総交付件数に占めるコンビニ交付サービスでの交付件数の割合は、令和5年度は40.1%、令和6年度は48.1%、令和7年度は51.2%となっています。

このような状況を踏まえ、令和8年10月からは税証明のうち、特に交付件数の多い所得証明書、所得課税証明書および納税証明書についても、コンビニ交付サービスでの交付ができるよう準備を進めています。

次に、保育所入所申請などの子育て支援、介護保険サービスの申請、市民講座の申込みなど、市役所での手続きが、スマートフォンやパソコンなどからできる電子申請についてです。

電子申請が可能な手続きの数と利用件数は、令和5年度は60手続、837件、令和6年度は93手続、1,388件、令和7年度は120手続、3,819件です。電子申請が可能な手続きの拡大に伴い、申請件数も増加していますので、電子申請が可能な手続きを増やしていきたいと考えます。

このほか、マイナンバーカードを利用したマイナポータルからの転出届のオンライン提出も可能で、引越し前に窓口へ足を運ぶ手間を省くことができます。利用件数についても、令和5年度は198件、令和6年度は269件、令和7年度は340件と増加していますので、さらなる利用の促進に取り組みます。

今後も、市民の皆さまが、市役所の窓口に行かなくても、必要な手続きが可能となるよう、利便性向上に努めていきます。

次に、開庁時間短縮の考えと検討状況についてです。

現在、窓口は午前8時30分から午後5時15分まで開庁していますが、来庁者数は午前中の早い時間帯や夕方の閉庁前の時間帯に少なくなる傾向が見られます。また、DXの推進に伴い、証明書のコンビニ交付や行政手続きの電子申請など、直接窓口に来なくても利用できる行政サービスが増加し、令和8年10月からは、コンビニ交付で税証明の取得もできるようになることから、来庁者数の減少が見込まれます。

こうした状況を踏まえると、開庁時間の短縮は、市民の皆さまの利便性を維持しつつ、職員の恒常的な時間外勤務の解消にもつなげることができる取り組みであると考えています。また、短縮することで確保した時間は、市民サービスの向上に向けた検討などにも充てることができます。

令和8年4月、山梨県市長会では、県内全市で開庁時間の短縮に向けた検討を行うため、各市の担当で構成する「開庁時間の短縮に向けた検討会」を設置しました。本市もこれに参加しており、5月12日には第1回検討会が開催され、先行自治体の取組状況や今後の検討方針などについて情報共有を図りました。

今後、市民サービスへの影響も十分考慮しながら、検討を進めていきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

山本茂貴君。

○5番議員（山本茂貴君）

とても分かりやすい丁寧なご答弁、ありがとうございました。

開庁時間の短縮に向けた検討会にも参加しているとお聞きしまして、前向きだということが分かりましたので、再質問はいたしません。

ですが、一言だけ意見を述べさせていただきます。

近年、労働人口の減少が続く中、若い世代の獲得競争が激化していると聞きます。

民間企業では初任給を上げ、その獲得に努めることができますが、公務員は人事院勧告など自由に初任給を上げることはできません。また、最近では、若者の公務員離れや子育てや介護のために離職する職員が増加しているなど、記事を目にするようにもなりました。

また、DX、デジタルトランスフォーメーションが進展する一方で、市役所の業務には窓口対応、電話対応、市民との直接のやりとり、また重要な政策決定など、AIには代替できない業務が多く存在し、職員の役割は依然として重要であると考えます。

今後も安定的に職員を確保し、市民サービスの質を維持向上させていくためには、職員の働く環境の改善が不可欠であると考えます。

市役所は人で成り立っている組織であります。市民サービスの低下を最小限に抑えつつ、職員確保とサービス提供の両立を図るための具体的な検討をぜひともお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、山本茂貴君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を締結いたします。

次に、通告に従い、岡由子君の質疑および質問を許可いたします。

7番、岡由子君。

○7番議員（岡由子君）

笛政クラブの岡由子でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問させていただきます。

「みんなチャレ」を導入したフレイル予防について、現在、日本では急速な高齢化が進行しており、本市においても高齢者人口の増加とともに、介護予防や健康寿命の延伸が大きな行政課題となっています。

高齢化は、全国共通の課題であります。地方自治体においては、特に医療、介護、福祉に関する行政需要の増加が見込まれており、今後の持続可能な地域づくりを考える上でも、高齢者施策の充実を避けて通れない重要なテーマであります。

平均寿命が延びること自体は喜ばしいことですが、一方で重要なのは、健康寿命をいかに伸ばしていくかという視点です。

健康寿命とは、日常生活に制限なく自立して生活できる期間を指します。健康寿命と平均寿命の間には、介護や支援を必要とする期間が存在するとされており、この期間をいかに短くしていくかが、高齢者本人の生活の質の向上、さらには医療費、介護費の抑制にもつながると考えています。

特に近年では、加齢に伴い心身の機能が低下する「フレイル」が問題とされております。フレイルは、健康な状態と要介護状態の中間段階とされ、適切な運動や社会参加、栄養改善などにより進行を予防できるとされています。

フレイルは身体的な衰えだけでなく、認知機能の低下や社会的孤立なども含めた複合的な状態を指します。

例えば、外出する機会が減ることで筋力が低下し、さらに人と会う機会が減って会話も少なくなり、意欲の低下や閉じこもりにつながるといふ悪循環が生まれます。

しかし、フレイルは早期に気づき、適切に対応することで改善が期待できることが大きな特徴です。そのため、要介護状態になってから支援するのではなく、元気なうちから予防に取り組むことが非常に重要であると考えます。

一方で、外出機会の減少や地域とのつながりの希薄化、独居高齢者の増加などにより、高齢者の孤立が深刻化している現状があります。

高齢者の孤立は、単に人と話す機会が減るという問題にとどまりません。孤立が進むことで、生活リズムの乱れ、運動不足、食生活の偏りなどが起こりやすくなり、結果として健康悪化や介護リスク上昇にもつながります。

また、コロナ禍以降、人との交流機会が減少したことで、身体活動量の低下や閉じこもり傾向が進み、フレイルリスクの高まりが全国的な課題となっています。

自治体には、単に医療や介護サービスを提供するだけではなく、高齢者が元気なうちから健康づくりや社会参加に取り組める環境づくりが求められています。そのような中、本市で習慣化アプリ「みんなチャレ」を活用したフレイル予防事業を導入しました。

「みんなチャレ」は、5人程度のチームで励まし合いながら健康習慣を継続するアプリであり、ウォーキングや体操、食生活改善などを仲間同士で共有し合うことで、継続的な健康行動につ

なげる仕組みとされています。

全国では150万人以上が利用しているとされ、自治体においても、高齢者の介護予防や健康づくり事業として導入事例が増えております。この事業の特徴は、単なる健康アプリではなく、「人とのつながり」を生み出す点にあります。

本市において、高齢者が住み慣れた地域で健康に、生きがいを持って暮らし続けることができる社会を実現するためにも、本事業の方向性や具体的な取り組みについて、以下質問いたします。

1. 本市が「みんチャレ」を導入した目的と、どのような効果を期待しているのか伺います。
2. 本事業について、現時点で目標としている参加人数や数値目標について伺います。
3. 高齢者の中にはスマートフォン操作に不安を抱える方も多いためと考えます。支援体制をどのように考えていますか。
4. 高齢者の孤立は、健康悪化や介護リスク上昇にもつながる重要な課題です。実施から1年経ち、どのような効果があったか。また、参加者からどのような意見が出ているか伺います。
5. 本事業では、企業版ふるさと納税など民間企業との連携も検討されているのか伺います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

岩間保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩間正剛君）

岡由子議員の一般質問にお答えします。

まず、「みんチャレ」を導入した目的と期待する効果についてです。

高齢化が進展する中、市ではこれまで、高齢者が健康でいきいきと地域生活を送れるよう、「やってみるじゃん」や「いきいき百歳体操」などのフレイル予防講座を実施してきました。

しかし、コロナ禍を経て、高齢者の孤立や外出機会の減少などの課題が顕在化し、フレイルの急激な進行が懸念されることから、より効果的にフレイル予防を推進することを目的に、令和7年度から、スマートフォンを活用し5人一組のチームでフレイル予防に取り組む、習慣化アプリ「みんチャレ」を導入し、健康寿命の延伸に取り組んでいます。

「みんチャレ」は、チームで取り組むことからチームメンバーと励まし合うことで活動の継続性が高まる、孤立防止や社会参加が促進される、ウォーキングにより身体機能や体力が維持向上されるといった多面的なフレイル予防効果を期待しています。

次に、目標としている参加人数と数値目標についてです。

本事業は、令和6年度に14人の参加者により試行的に実施し、その過程において、スマートフォンの基本操作をはじめ、定着に向けた丁寧な対面支援が必要であることが確認されました。

これを踏まえ、令和7年度は、活動初期の操作研修や個別のフォローアップ、一人ひとりに寄り添った支援が可能な規模として目標参加者数40人を設定しました。実績としては、30人が参加し、現在も活動を継続されているところです。

令和8年度においても、活動の定着や社会参加の継続を重視した中で、引き続き丁寧な支援体制を維持できる規模として、新たに40人の参加を目標としています。

また、参加者ごとの活動量の数値目標については、「みんチャレ」においては、他者と競うのではなく、励まし合いながら習慣化を目指す「競わない」「無理をしない」「歩数は人それぞれ」

を基本ルールとしています。過度な数値目標の設定は、個々の体調や体力に応じたフレイル予防の趣旨にそぐわず、参加者が自らのペースで楽しみながら活動を継続できるよう、市としての数値目標は定めていません。

次に、スマートフォンの操作に対する支援体制についてです。

令和7年度は、スマートフォンアプリ「みんなチャレ」への参加促進を目的として、スマートフォンの基本操作やアプリのインストール方法を習得する講座を開催しました。講座は、長寿支援課の担当者、福祉を学ぶ大学生および笛吹高校の生徒が講師を務め、合計3回実施し参加者の支援を行いました。令和8年度においても、引き続き講座の開催を3回予定しています。

次に、事業の効果と参加者からの意見についてです。

アプリに集積したデータを基に作成した、90日間の活動状況のレポートによると、参加者のうち9割の方がチームでのウォーキングに参加し、自身の取り組みの様子を撮影した写真やチームメンバーと励まし合うメッセージなどを毎日アプリ内で投稿しており、こうしたことが活動の習慣化につながると見込まれます。

令和7年度末に市が実施したアンケートでは、「みんなチャレに参加して、ウォーキングを継続するようになった」、「歩くということを意識するだけでなく、健康や食事意識するようになった」といった意見が寄せられました。これらの結果から、ウォーキングによる身体機能や体力の維持向上、仲間と一緒に参加することによる孤立防止や社会参加の促進に継続的な効果があったものと考えます。

また、参加者はアプリ内でウォーキングや投稿を行うことによって獲得できるコインを、市と包括連携協定を結んでいる企業から提供された食料品と交換し、社会福祉施設に寄附しました。これにより、フレイル予防を通じた社会貢献が実現するとともに、寄附を受けた施設に大いに喜ばれたことから、参加者の意欲向上にもつながり、今後もみんなチャレを継続して取り組んでいきたいとの声が寄せられました。

次に、企業版ふるさと納税など民間企業との連携を検討しているかについてです。

企業版ふるさと納税は、国の認定を受けた自治体の地域再生計画に基づき実施される地方創生事業に対し、企業が寄附をする制度です。昨年度、認定を受けた第2期笛吹市地域再生計画は、第3期笛吹市総合戦略との整合を図って策定しており、子育て世代や若者に焦点を当て、人口減少対策に取り組み、地方創生につなげていくことを目的としています。したがって、高齢者のフレイル予防を目的とした、「みんなチャレ」は、この計画に該当しないため、現時点で企業版ふるさと納税による寄附は活用できません。

令和7年度は、医療や介護、福祉等に関する包括連携協定を市と結んでいる企業から、「みんなチャレ」の取り組みに対して食料品の提供を受け、参加者が取組を通じてアプリ内で獲得したコインを、その食料品と交換し社会福祉施設へ寄附しました。今年度は、市の広報紙等を通じ物品寄附の呼びかけを行い、賛同いただいた市内企業と連携し、同様の取り組みを計画しています。「みんなチャレ」参加者のさらなるモチベーションの向上につなげるとともに、「みんなチャレ」への参加者増加を目指し、フレイル予防をさらに推進していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

以上、答弁とします。

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○7番議員（岡由子君）

分かりやすいご答弁ありがとうございます。

「みんチャレ」私もスマホに入れてみて、ほかの自治体の使い方とかをちょっと見たんですけど、小学生の体力を生かしたり、上げるための活動だったり、今回はフレイル予防の質問なので再質問はしませんけれども、ほかの生かし方もいろいろあるようですので、また引き続きご検討いただいて、せっかくのアプリ導入ですので、生かしていただければと思っております。

「みんチャレ」というのは、高齢者の健康維持とかフレイル予防だけでなく、人とのつながり、孤立防止にもつながる大変意義のある取り組みであるということを感じております。

特に、仲間同士で励まし合いながら継続するという仕組みは、一人で続けにくい健康習慣を支える上で非常に有効であり、本市における介護予防策として今後も期待できるものかと思っております。

一方で、この事業を進めていく上で重要になるのがスマートフォン操作への支援であります。高齢者の中には、スマートフォンを持ってもアプリのインストール方法が分からない、通知の見方が分からない、文字が小さく操作しづらい、不安を抱える方は数多くいらっしゃると思います。

こうした方々が取り残されることのないよう、丁寧に継続的な支援体制を整えていただきたいと思います。

スマートフォンの操作支援に加えて、利用する上では防犯対策についても併せて取り組んでいただきたいと思いますという思いがあります。

近年、特殊詐欺、それからフィッシング詐欺、偽メール、偽サイト、そういったSNSを利用した投資詐欺やロマンス詐欺など、高齢者を狙ったデジタル犯罪が年々巧妙化しております。

スマートフォンが便利な道具である一方で、使い方を誤ったり、知識が不足していると、犯罪に巻き込まれる危険性も高まります。

特に高齢者は行政からのお知らせかと思った、家族からの連絡だと思ったといったような、善意につけ込んでつけ込まれて被害に遭うケースも少なくない伺います。

せっかくの健康増進のためのデジタル活用を推進するのであれば、そのへんも環境づくりも同時に進めていただければと考えております。

例えば、アプリの使い方講座だけでなく、詐欺の手口や不審なメッセージへの対処方法、怪しいリンクを開かないための基礎知識など、防犯教育を組み合わせた支援も有効ではないかと思っております。

健康づくりとデジタル活用、そして防犯対策を一体的に進めることで、高齢者がより安心して暮らせる社会の実現に結びつくと思います。

本市におかれましては、「みんチャレ」を単なるアプリの導入事業で終わらせるのではなく、高齢者の健康寿命延伸、孤立防止、そして安全なデジタル社会への参加を支える総合的な取り組みとして、さらなる充実を図っていただくことを要望し、私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、岡由子君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後２時５分といたします。

ご苦労さまでした。

休憩 午後 ２時４１分

再開 午後 ２時５５分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

次に通告に従い、鈴木駿一君の質疑および質問を許可いたします。

６番、鈴木駿一君。

○６番議員（鈴木駿一君）

煌・フォーラム２１の鈴木駿一です。

議長に許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

冒頭ではございますが、桜の季節も過ぎ、梅雨の時期となりました。年々１年の経過が早く感じられます。市内では笛吹市夏祭りのポスターを目にする機会も増え、今定例会が終わり、梅雨明けると、本市の夏の風物詩である笛吹川石和鵜飼の季節を迎えます。

これから本格的な笛吹市らしいフルーツと温泉の観光シーズンを迎え、晴天の日が続く中で、多くの観光客に笛吹市を訪れていただけるよう、私自身も地域の皆さまとともに、力を尽くしてまいりたいと考えております。

さらに、以前から一宮御坂インターチェンジから石和温泉への案内が分かりづらいとの声をいただいておりますが、このたび、多くの皆さまのご尽力により、インターチェンジを降りた国道に石和温泉郷エリアという案内看板が増設されることとなりました。地域の魅力発信につながる取り組みとして、大変ありがたく感じております。

それでは、公共施設等総合管理計画の改定と今後の公共施設マネジメントについて質問をさせていただきます。

人口減少や少子高齢化が進む中で、自治体が保有する公共施設やインフラの維持管理は、全国自治体共通の大きな課題になっています。

特に、合併後に多くの公共施設を抱える自治体においては、施設の老朽化や、更新費用の増大にどのように対応していくのが、将来の財政運営にも大きく関わるテーマのひとつであると認識しています。

本市においても、平成２８年度に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の適正管理や、総量の最適化に向けた取り組みが進められてきました。またその後、個別施設計画が策定され、施設ごとの更新や改修の方向性が示されています。公共施設、建築物の保有量を２０５３年度までに３０％削減することを本市では目標にしており、持続可能な施設保有を目指しているものと承知しております。

一方で、社会情勢や人口構造は、大きく変化しており、公共施設のあり方についても、これまで以上に長期的な視点と戦略性を持って考えていく必要があると感じています。

さらに、公共施設等総合管理計画には、庁舎や学校などの建物だけではなく、道路や橋梁、上下水道などのインフラ施設も含まれており、これらを含めた全体的なマネジメントが重要であると考えます。

人口減少における時代においては、単に維持管理してだけでなく、将来の財政運営や地域づくりを見据えながら公共施設をどのように生かしていくのかという視点も重要になってくるのではないかと考えます。

以上のことを踏まえ、以下質問させていただきます。

まず、本市における公共施設等総合管理計画のこれまでの取り組みについて、お伺いします。

本計画は、公共施設全体の状況を把握し、将来の更新費用や維持管理を見据えながら施設の適正配置や長寿命化を図ることを目的として策定されたものと理解しております。

そこで、本市において、これまで公共施設等総合管理計画に基づき、どのような取り組みを進めてきたのか、これまでの成果や課題についてどのように認識しているのかお伺いします。

次に、公共施設等総合管理計画の改定についてお伺いします。

令和7年8月の全員協議会で、本市が令和8年度に公共施設等総合管理計画改定を予定しているとの説明がありました。人口減少や財政状況、施設の老朽化などを踏まえると、今回の計画改定は今後の公共施設マネジメントや将来の行政運営を考える上で、大変重要な機会になると考えています。

そこで、本市の計画改定に向けた全体像、基本的な考え方についてお伺いします。

次に、公共施設等総合管理計画における全庁的な取り組みについてです。公共施設のあり方は、特定の部署だけで検討できるものではなく、庁舎や学校等教育施設、福祉施設、インフラなど、様々な分野に関わるものであります。そのため、庁内における横断的な議論や調整などが非常に重要になると考えています。

そこで、今回の計画改定にあたり、庁内でどのような体制で議論や意志形成を進め、また、今後の行政を担う若手職員の意見などをどのように反映していくのかお伺いします。

次に、個別施設計画との関係についてお伺いします。

個別施設計画は、公共施設等総合管理計画に基づき、より具体性を持った計画であり、公共施設等を効率的に維持するため、中長期的な維持管理や改修等に係る更新コストの削減と平準化を目的として令和3年に策定されたものと認識しております。

人口減少や財政状況、行政ニーズの変化を踏まえると施設の配置や機能については、今後改めて検討する必要がある場面もあるのではないかと考えます。

そこで、今回の公共施設等総合管理計画の改定において、個別施設計画との関係をどのように整理していくのかお伺いします。

次に、インフラ資産についてお伺いします。

冒頭にも申し上げたとおり、公共施設等総合管理計画には庁舎や建物だけではなく、道路や橋梁、上下水道などのインフラ施設も含まれています。これらのインフラ資産は、市民の生活を支える基盤である一方、今後、老朽化に伴う更新費用の増加が見込まれる分野でもあると考えます。また、人口減少が進む中、将来世代への負担も見据えながら維持管理を行っていくことが重要であると考えます。そこで本市として、現在インフラ資産の維持管理や更新について、

どのような課題認識を持ち、どのように計画に反映していこうと考えているのかお伺いします。

最後に、庁舎や支所の施設のあり方についてお伺いします。

本市では、本庁舎を中心に石和を除く、各支所が設置されており、地域における行政サービスの拠点として重要な役割を担っているものと認識しています。一方で、人口減少や行政ニーズ、デジタル化の進展など社会環境が変化している中で、今後の庁舎や支所の施設のあり方、役割についても長期的な視点から検討していく必要があるのではないかと考えています。

そこで今回の改定において、庁舎や支所の施設についてどのような考え方で進めていくのかお伺いをいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小澤総合政策部長。

○総合政策部長（小澤宏之君）

鈴木駿一議員の一般質問にお答えします。

まず、公共施設等総合管理計画に基づく取り組みの状況と課題認識についてです。

本市では、人口減少や少子高齢化が進展し、多様化する行政需要への対応が見込まれる中、今ある公共施設等を現状の規模のまま維持管理し続けることは困難なことから、公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくために、公共施設等総合管理計画を策定しました。

そして、その計画を具体的に推進するため、施設ごとの管理に関する基本方針や工程表を定めた個別施設計画を策定しました。これらに基づき、施設の複合化や譲渡、老朽化した施設の除却などによる施設保有量の適正化を進めるとともに、予防保全など計画的な工事の実施による長寿命化の推進に取り組んできました。

施設保有量の適正化については、公共施設等総合管理計画では、平成26年度末時点で保有する公共施設448施設、延べ床面積約26万2千平方メートルの30%を、令和35年度までに削減することを目標としています。そのため、施設の複合化や集約化、老朽化した施設の除却などに取り組み、令和7年3月31日までに、御坂農村環境改善センターや石和長塚団地など66施設、延べ床面積約4千平方メートルを除却しました。また、施設の長寿命化については、施設の外壁や防水改修、空調設備などの設備更新等を、学校施設や社会教育施設など、約40施設で行いました。

今後、一層の計画推進を考える上で、市民ニーズに応じた施設の複合化や集約化、老朽化した施設の除却などに伴う施設利用者や地域住民の合意形成、物価の高騰等による施設の更新費用の増大に対応し、費用の平準化を図ることが課題と考えています。

次に、公共施設等総合管理計画の改定に向けた全体像および基本的な考え方についてです。

公共施設等総合管理計画策定前の本市においては、合併前の旧町村でそれぞれ保有していた公共施設等を、そのまま継続して保有していました。そのため、人口減少と少子高齢化による税収減や、物価高騰による経常的な経費の増大が進む中、これらの施設の老朽化による更新時期が重なることで、多額の更新費用が一定の時期に集中する状況が見込まれていました。

この状況から、公共施設等総合管理計画は、施設更新費の削減のために施設面積削減を目標に掲げ、人口や社会ニーズの変化に応じた施設保有量の適正化、更新費用を縮減するための既存施設の長寿命化の推進、民間活用等による効率的な管理と有効活用を基本方針に、38年間という長期的な計画として策定しました。

今回の計画改定は、計画内で定めている10年を単位とする一回目の見直しであり、10年が経過した現在の人口や社会ニーズ、財政状況、建物の劣化状況などから現状分析を行い、その結果を基にした類型別の施設概要や、管理に関する基本的な考え方などの項目を見直すこととしており、計画全体に係る基本方針を変更することは予定していません。

次に、公共施設等総合管理計画の改定の意思形成体制と若手職員の意見反映についてです。

公共施設等総合管理計画の改定に当たっては、各施設所管課で見直した素案を、庁内の部長級以上を構成員とする行政改革推進本部会議において、改定内容を議論しながら進めることで、庁内の合意形成を図っていきます。

次に、公共施設等総合管理計画の改定における個別施設計画との関係の整理方法についてです。

個別施設計画は、公共施設等総合管理計画を推進するための具体的な計画として位置付けられていることから、公共施設等総合管理計画の改定内容に即し、施設の複合化や集約化、現状維持、譲渡、除却等の方向性や工程表を定めた計画となるよう改定します。

次に、インフラ資産の維持管理や更新に対する課題認識および計画への反映についてです。

インフラ資産全体の課題は、人口減少と少子高齢化による税収減や、物価高騰による施設の更新費用の増大が進む中、市民の生活を支える基盤としての機能を、継続的に維持していかなければならないことであると認識しています。

この課題に対し、道路は路線の重要度や交通量に応じた維持管理に取り組み、橋梁は計画的かつ効果的な補修、補強により長寿命化を進めています。

また、上下水道についても、定期的な点検を基に計画的な修繕を行うことで長寿命化を図ります。

これらの取り組みを通じて、施設の維持および更新にかかる費用を平準化することで、世代間の負担の公平性を確保するとともに、今後もインフラ資産を安定的に維持できるよう、引き続き公共施設等総合管理計画を推進していきます。

次に、庁舎や支所の施設についてどのような考え方で進めていくのかについてです。

本庁および各支所の庁舎等については、基本的にこれまでの公共施設等総合管理計画の考え方を踏襲していきます。

本館および市民窓口館は築60年に達しますが、これまでに実施した耐震改修、設備改修で、必要な耐久性や機能は保たれています。

今後も、個別施設計画における予防保全の考え方にに基づき、計画的に改修等を行いながら長寿命化を図り、使用を継続していきますが、将来的にさらに改修を行うのか、それとも新庁舎建設を行うのか、検討する必要があると考えています。

各支所については、これまでの個別施設計画の考え方を基本とし、近隣の公共施設との複合化や集約化、多目的利用、機能移転も含めた検討を行い、規模の最適化を図っていきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

鈴木駿一君。

○6番議員（鈴木駿一君）

部長のほうにはご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

これまで施設の適正化や長寿化を着実に進めてこられたこと、また、今回の計画改定においても、基本方針を踏襲しながら見直しを進める考えをお示しいただきました。

今後の計画改定が本市の将来にとって実りあるものとなることを期待をしております。

その上で、最後に私の考えを申し述べ、一般質問を終わります。

まず、山下市長をはじめ執行部の皆さまが、人口減少という大きな時代の変化の中、限られた財源のもとで、本市の未来を見据え、市政運営に日々ご尽力されていることに心から敬意を表します。

私は今回、公共施設を減らすことを目的として質問したわけではありません。また、個別施設の統廃合を今すぐ議論すべきだという考えでもありません。私が一番お伝えしたかったことは、人口減少や少子高齢化が進む中で、公共施設を将来どのような考えで維持し、次の世代へ引き継いでいくのか、その方向性について今から議論を始めることの大切さです。

現在の計画では、2053年度までに公共施設の延べ床面積を30%削減する目標が掲げられています。しかし、今回の質問を通して私自身感じたことがあります。

30%削減という数字が先行する議論ではなく、30%削減という目標があるのであれば、残る70%の公共施設をどのような価値を持つ公共施設として未来へつないでいくのか、そこに笛吹市としてどのようなストーリーを描いていくのか。私はその視点こそが何よりも大切ではないかと考えています。

公共施設マネジメントとは、単なる施設の整理や削減ではありません。これからの笛吹市がどのような行政サービスを守り、どのような地域を次の世代に残していくのかを考えるまちづくりそのものだと私は考えております。

だからこそ、その将来像は行政だけで決めるものではなく、市民の皆さんとの対話、地域の声を届ける議会での議論、そして将来の笛吹市役所を担う若手職員の皆さんの柔軟な発想も取り入れながら、未来を共有し、共に将来像を築いていくことが大切であると思っております。

答弁では、部長級による庁内での議論を進めていくとのことでした。もちろんその体制は重要ではありますが、20年後、30年後の笛吹市を支えていくのは今の若い世代です。だからこそ、固定観念にとらわれない発想や現場感覚も積極的に取り入れながら、実効性のある計画へと磨き上げていただくことを期待しております。

公共施設は、一度整備すれば、何10年にもわたり市民生活を支える大切な財産です。どのようなまちを、次の世代に残したいのか、その意思を、今を生きる私たちが持ち続けられるかどうかが重要だと考えます。

公共施設等総合管理計画は、単なる施設管理の計画ではなく、本市の将来のまちづくり、行政運営、そして市民サービスのあり方を考える重要な羅針盤であると思っております。

今回の計画改定が、市民、行政、そして議会が未来を共有しながら、持続可能な笛吹市を築いていく大きな一歩となることを期待するとともに、市民が誇れる温かさと活力に満ちたハートフルタウンの実現に向け、私自身も議会の一員として、未来を見据えた建設的な議論をこれからも積み重ねてまいりますことを申し上げ、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、鈴木駿一君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

(な し)

関連質疑・質問を終結いたします。

次に、通告に従い、中川秀哉君の質疑および質問を許可いたしますが、なお中川議員から資料の配布について申し出があり、これを許可いたしましたので、報告いたします。

中川秀哉君。

○17番議員（中川秀哉君）

公明党の中川秀哉でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告により一般質問をさせていただきます。

今定例会におきましては、1問、笛吹市高齢者緊急通報システム、いわゆる通称ふれあいペンダント事業の一部改善を求めることについてでございます。

よろしくお願いいたします。

日本の高齢者緊急通報システム、いわゆるふれあいペンダントは、1988年（昭和63年）に旧厚生省による補助金制度をきっかけに全国の自治体に普及し、2001年（平成13年）には9割以上の自治体に普及をされております。

このシステムは、65歳以上の虚弱で一人暮らしである高齢者が急病や転倒などの緊急時に、専用端末から通報できる仕組みで、自治体が提供する公費事業として実施されております。

総務省の統計調査によりますと、笛吹市高齢者人口（65歳以上）では、2005年合併時1万5,086人と比べ、2010年には1万7,092人、2015年には1万9,541人、2020年には1万9,870人であり、合併時の最も少ない2005年と2020年を比べると、1.32倍もの差があり、高齢者人口がいかに増加したかが見えてまいります。

また、笛吹市の高齢者緊急通報システムは、2004年の合併後に、各町村からの事業が統合され、65歳以上のご家庭で、固定電話機に設置する機種を付けて、またあるいは室内で利用が可能な、いわゆるペンダント型のボタンを押すことによりまして、笛吹市の消防署をステーションとした、緊急通報システムとして利用をされていたものでございます。

少子高齢化によりまして、笛吹市でもそうですけれども、核家族化が進み一人暮らし世帯が増え、利用希望者も増加傾向にある中で、緊急通報を受ける消防署等では「誤報が多く、本来の消防署業務に支障を来す恐れがある」との課題も見られたことから事業形態の見直しを行い、2013年（平成26年）から緊急通報先をNPO法人山梨県安心安全見守りセンター、2022年の令和4年からは名称を変更して、山梨県見守りセンターと変更されておりますけれども、こちらに委託をされたところでもございます。

また、2024年（令和6年）には、この法人を利用することによりまして、従前の固定電話機からの通報に加え、いわゆるモバイル機器での緊急通報が実用化され甲府市・昭和町・中央市・南アルプス市・韮崎市・富士川町・市川三郷町・身延町・早川町・南部町の10市町村で、順次導入が開始されています。

ご提供させていただきました、資料の2枚目にもございますけど、こちらの右側が、その湯治になった地域でございます。

さて、笛吹市に置きましては、この事業を利用するには、今現在は合併時から変わらず、固定電話機に設置が必須であり、マンションやアパートなど集合住宅に住む固定電話を持たない65歳以上の虚弱な一人暮らしの高齢者から、このサービスを利用する希望するんですが、利用ができないという、そういう市民相談を多数受けております。

すでにご紹介しました、県内の10市町村において、このNPOを利用することによりまして、スマホやモバイル端末を利用することが可能だということでございます。

また、資料の一番最後に、近隣の山梨市も本年の4月から同形態を利用することとなったという情報もいただきました。

こうした背景を基に、普段使い慣れたスマートフォンや、モバイル端末器での緊急通報サービスが実施されていることから、本市におきましても早期実現を求め、以下市当局の見解をお伺いいたします。

1. 笛吹市高齢者緊急通報システム（ふれあいペンダント）事業の経過について

（1）同事業要綱の概要は

（2）同事業予算編成の過去3年間の推移は

（3）65歳以上一人暮らし高齢者数と同事業登録者数および通報件数の過去3年間の推移は
2つ目、各関係機関との連携について

（1）同事業に対する区長会、民生委員など地域組織との連携は

（2）同事業に対する医療、介護事業者など関係機関との連携は

（3）同事業の広報活動は

3番目といたしまして、モバイル機器を利用した緊急通報事業化導入に向けた取り組みについて

（1）モバイル緊急通報事業導入に対する委託事業者との協議は

（2）モバイル緊急通報事業導入にかかる費用は

（3）同事業に対する要綱（運用・設置基準など）改正は

（4）今後登録者増加に伴う受益者負担など今後の課題は

以上、質問とさせていただきます。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

岩間保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩間正剛君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

まず、笛吹市高齢者緊急通報システム事業の経過についてです。

要綱の概要について、高齢者緊急通報システム事業は、65歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する慢性疾患を持つ方や病弱の方、緊急性のある持病を持つ方が、急病や事故などの緊急時に迅速な救助等を受けられるよう、固定電話に接続した緊急通報用端末機のボタンを押すことで、NPO法人山梨見守りセンターに連絡できるもので、高齢者の日常生活上の安全の確保と不安を解消することを目的に実施しています。

また、端末機の使用に要する電話料と電気料のみ利用者の負担とし、端末機の設置、使用および通報に係る事業者への委託料は市の負担としています。

予算額の過去3年間の推移については、令和5年度が257万2千円、令和6年度が251万4千円、令和7年度が242万7千円です。

65歳以上の一人暮らし高齢者数と事業登録者数および通報件数の過去3年間の推移について、65歳以上の一人暮らし高齢者数は、令和5年度が5,313人、令和6年度が5,255人、令和7年度が5,977人です。

事業登録者数は、令和5年度が95人、令和6年度が78人、令和7年度が68人です。
通報件数は、令和5年度が517件、令和6年度が477件、令和7年度が651件です。
次に、各関係機関との連携についてです。

区長会や民生委員など地域組織との連携については、民生委員児童委員に、事業概要についての資料を提供するとともに、利用者の個人情報を読当地区の民生委員児童委員に提供し、見守り活動による支援につなげています。

医療や介護事業者など関係機関との連携については、市が医療や介護の総合相談窓口として一宮温泉病院内に設置している「在宅医療・介護サポートセンター」や、高齢者に関する総合相談窓口として市内3カ所に設置している「長寿包括支援センター」を通じて事業内容を周知するとともに、利用申請の支援を行っています。

広報活動については、在宅医療・介護サポートセンターや長寿包括支援センターに、事業内容についてのチラシを設置するとともに、市の広報紙やホームページへ記事を掲載して周知を図っています。

次に、モバイル機器を利用した緊急通報事業導入に向けた取り組みについてです。

委託事業者との協議について、携帯電話のワンタッチダイヤルやスマートフォンのアプリを使用した、モバイル版緊急通報システムの導入については、現行の委託契約が令和9年度末までとなっているため、令和10年度からの導入を想定する中で、受託事業者に、モバイル版の情報について、資料の提示を求めています。また、モバイル版の利用ニーズが高まっていることを踏まえ、導入時期の前倒しについても検討していきます。

導入にかかる費用については、モバイル版は、利用者が自身の携帯電話やスマートフォンを利用することを想定しているため、導入に伴う費用は見込んでいません。

要綱改正について、現行の要綱には、モバイル版の定義や運用方法などは規定していないため、導入の際には、一部改正を行います。

登録者増加に伴う受益者負担など今後の課題について、高齢者緊急通報システムは、高齢者の日常生活上の安全の確保と不安を解消することを目的とする事業であることから、要綱では高齢者緊急通報システムの利用に係る電話料及び電気料の実費のみを受益者負担としました。そのためモバイル版を導入した場合であっても、受益者負担の増額は考えていません。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○17番議員（中川秀哉君）

丁寧なご答弁をいただきまして、また前向きな答弁をいただき、ありがとうございました。

本当に、この通報の依頼というのはですね、実は春に私ども公明党を含め、立憲また中道の3党で、各地域の個人、または企業をアンケート調査をさせていただいた中で受けた市民相談の一つでございました。

そこはやはり大きなマンションの世帯で、そこにいらっしゃるお一人暮らしの方は40世帯ぐらいあるということでございました。

確か私も何軒か、このふれあいペンダントの関係の登録に際し、お手伝いをさせていただいた経緯があるんですが、合併当時が主だったんですけども、やはり固定電話というものがネッ

クになるということと、あとは登録に対しての、その当時でございますけれども、たしか民生委員さん、またその家族なり近くの協力者というところでの部分がネックになって、なかなか一人暮らしの方は言いづらいというところもあったというふうに聞いております。

今現在は、NPO法人を委託した中で、さまざまな利用も介助できる部分もあるかとも思いますし、一番はやはりモバイル携帯を今常時使っている中で、電気料また電話用の通話料で個人負担は済むということでございますので、ぜひこれはなるべく早く導入していただくように、さらにお願いを申し上げたいと思っております。

また、今回ですね、ホームページを拝見をさせていただきました。またご覧いただければと思うんですが、この最後にご紹介をさせていただいた、山梨市のホームページの内容でございます。

資料がありまして、ここには一目瞭然、目で見れば分かるような内容になってございました。

どういうふうにすれば、担当課またはそういう流れが分かるのかというところもありますので、このNPO法人の最初の資料の中にもございますけれども、この登録の流れ、また通報の流れも併せて、今後ホームページに載せていただく中で、ぜひ1日も早い登録実現をお願いしたいと思っております。

いずれにしても、今、国のほうでは3. 1兆円の補正予算が通りまして、今後1千億円の地方交付金も予定されているということでございます。今後、まだまだ中東情勢も含めて厳しい社会情勢ではございます。

私どももしっかり市民の皆さまの声を伺う中で、また一つひとつ丁寧に、また市政にお訴えをさせていただくことをお誓い申し上げ、以上、一般質問に代えさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で中川秀哉直君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はここまでにとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本日の会議はここまでにとどめ、延会することに決定いたしました。

次の本会議は、明日、23日、午前10時から再開いたします。

本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前 3時35分

令和 8 年

笛吹市議会第 2 回定例会

6 月 2 3 日

令和 8 年 笛吹市議会 第 2 回 定例会

1. 議 事 日 程 (第 2 号)

令和 8 年 6 月 2 3 日
午前 1 0 時 0 0 分 開 議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第 4 7 号—議案第 6 7 号 (一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問 (一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1 番	樋 口 滝 人	2 番	三 枝 賢 治
3 番	荻 野 陽 子	4 番	松 本 な つ き
5 番	山 本 茂 貴	6 番	鈴 木 駿 一
7 番	岡 由 子	8 番	落 合 俊 美
9 番	河 野 正 博	1 0 番	山 田 宏 司
1 1 番	河 野 智 子	1 2 番	荻 野 謙 一
1 3 番	神 澤 敏 美	1 4 番	保 坂 利 定
1 5 番	古 屋 始 芳	1 6 番	海 野 利 比 古
1 7 番	中 川 秀 哉	1 8 番	渡 辺 清 美
1 9 番	神 宮 司 正 人		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	小 林 匡
総合政策部長	小 澤 宏 之	会 計 管 理 者	佐 藤 みのり
市民生活部長	太 田 孝 生	保健福祉部長	岩 間 正 剛
子供すこやか部長	田 中 暁 子	産業観光部長	角 田 一 満
建 設 部 長	堀 内 正 博	公営企業部長	金 井 久
教 育 部 長	手 塚 克 己	総 務 課 長	坪 寛
政 策 課 長	荻 原 昭	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	柿 嶋 秋 人		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	橘 田 美 穂 子
議 会 書 記	小 澤 卓 也

○議長（神宮司正人君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可いたしましたのでご報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定によりまして退場を命じますので、念のために申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（神宮司正人君）

日程第1および日程第2、昨日に続き上程議案に対する質疑および市政一般についての質問を行います。

それでは通告に従い、河野智子君の質疑および質問を許可いたします。

11番、河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、中東情勢の影響と対応について質問いたします。

中東情勢の悪化に伴う石油製品の不足によって、経済に大きな影響を与えています。建設・運輸・製造業・農業などあらゆる分野で燃料の高騰や資材不足が起きています。

政府は、石油関連製品の不足を目詰まりが起きていると説明し、量としては足りているといいますが、現場との乖離があります。

軽貨物の業者の方は、オイル交換用のオイルを探し、何店舗も回ったが手に入らない。食品を販売する方は、商品を売るときに使うトレイは5月に入り30%値段が上がった。

不動産関係の方からは、住宅リフォームをお願いし、見積もりは取ったものの、材料がないため手が付けられないなどの声があり、石油関連製品がこれほど生活に欠かせないものになっていたことを突きつけられています。

17日、アメリカとイランの戦闘終結を定めた覚書が、両国の首脳の名で発効しました。現在、最終合意を目指す60日間の交渉が行われています。しかし、覚書署名後も、イスラエル軍がレバノンに攻撃し、死傷者が出ており、このまま戦闘が終わるのか、ホルムズ海峡の封鎖が解消するか、原油価格はどうなるのかなど、不安要素がなくなったわけではありません。

材料がなければ仕事にならず、休業する事業者も出る中で、コロナのときより影響が大きいといった声も聞かれています。

事業者への休業補償など対策が必要と考えます。この状況を改善するためには、一日も早く戦争を終わらせることが必要です。停戦に向けた話し合いが開始されたことは喜ばしいことですが、合意文書を見ても、この戦争はいったいなんだったのか、疑問に思うばかりです。

そこで伺います。

1. 建設資材の不足により、市が行う公共事業への影響はどのようなものがあるでしょうか。資材不足・工事の遅れ等に対し、どのような対応をとるのか伺います。

2. 有料ゴミ袋について

(1) 有料ゴミ袋の不足が懸念されますが、在庫はあるでしょうか。

(2) 今年度以降の分の製造の見込みはどのようになっているでしょうか。

(3) 供給不足に対する不安から各家庭が在庫を多く確保することによってさらに品不足を招く恐れがあるため、注意喚起が必要ではないでしょうか。

(4) 有料ゴミ袋の製造が困難になった場合、無地の袋による代替えを可能として欲しいが考えているでしょうか。

3. 保育所や学校給食への影響について

(1) 食料品の高騰が続いていますが、栄養やカロリーなど必要な量を取れているでしょうか。

(2) 容器の不足によって出荷ができないという話を聞きますが、影響はないでしょうか。

4. 医療・介護分野での資材不足は市民の命にも直結するため、優先的に確保されるべきと考えます。また、資材の価格上昇は経営に打撃となるため、診療報酬や介護報酬の臨時改定や補助金など国に対し対策を求めるべきと思うがどうでしょうか。

5. 事業者への対応について

(1) 資材や燃料の高騰、不足により営業に影響を受けた事業者に対する相談窓口を設置し対応するべきではないでしょうか。

(2) コロナ禍よりも大きな影響があるならば雇用調整助成金の特例措置を講じるよう国に求めるべきではないでしょうか。

(3) 影響を受けた事業者に対し、資金繰りを支える特別の融資、休業補償、光熱費や家賃など固定費の補助、税・社会保障の支払い猶予措置等の対応をすべきと考えますがどうでしょうか。

6. 市として石油由来製品の消費を減らすために、リユース・リサイクル・ごみの減量化等を推進すべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小林総務部長。

○総務部長（小林匡君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、建設資材の不足により、市が行う公共事業への影響と資材不足・工事の遅れ等の対応についてです。

中東情勢の影響により、各種資材が不足し、また価格が高騰している状況は市内業者からも聞くところです。現状では、市が発注する工事において、建築主体工事などで若干の影響は出ていますが、今後さらに、工事費用の増加や工事の停止などが想定されます。

また、発注後に資材不足や工事の遅れが生じた場合には、受注者と協議を行い、適宜工期延長など対応していきます。

次に、指定可燃ごみ袋についてです。

指定可燃ごみ袋の在庫、今年度以降の分の製造見込みについては、令和8年5月末時点で、おおむね本年9月分までの在庫を確保しています。また、現時点で、製造委託先において、令和9年5月分までの原料を確保し、遅滞なく製造、納品が可能である旨が確認できています。

供給不安に伴う注意喚起については、現時点で、過度な買占めや、極端な在庫の減少は確認されていませんが、市民の中には中東情勢の長期化による影響を心配する声もあることから、市の広報紙やホームページにおいて、安定的な供給が可能であることを周知し、過度な買占めが発生しないよう、取り組んでいきます。

指定可燃ごみ袋以外の袋による代替については、令和9年5月までの指定可燃ごみ袋の供給見込みが立っていることから、現時点では、指定可燃ごみ袋以外の袋による代替は考えていません。

次に、保育所や学校給食への影響についてです。

栄養やカロリーなど必要量の摂取については、保育所、学校給食ともに、地産食材や旬の食材の中で、価格が安定しているものを活用し、保育所では、こども家庭庁が示す必要な栄養量が確保された給食を、学校給食では、学校給食法の規定に基づく、一人一回当たりの給食摂取基準を満たす給食を提供しています。

容器不足による出荷の影響については、現時点において、出荷できない状況は確認されておらず、保育所および学校給食への影響はありません。

次に、医療・介護分野の資材不足に係る診療・介護報酬の臨時改定など、国への要望についてです。

市では、市民が安心して医療や介護サービスを受けられる体制を確保するため、昨年度に物価高騰の影響を受ける市内の医療機関や介護事業所等に物価高騰対応支援金を給付し、地域に必要な医療・介護体制の維持に努めています。

また、国では物価高騰への対応と、医療や介護従事者の人材確保を目的に、令和8年6月から、診療報酬および介護報酬の改定を行いました。さらに、直近では医療分野において、物価高騰および賃上げ支援のための給付事業も行っています。

現時点で、中東情勢の悪化に伴う、医療・介護分野での資材不足について、市内の医療機関・介護事業所等から具体的な報告は受けていませんので、今後必要に応じて国への要望を検討していきます。

次に、事業者への対応についてです。

事業者に対する相談窓口の設置については、中東情勢等に起因して、経営状況が悪化した中小企業者を支援するための融資制度として、県が5月から経済変動対策融資を行っており、山梨県産業振興課に窓口を設置し対応しています。本市でも、県と連携しながら観光商工課窓口において相談を受け付けています。

コロナ禍よりも大きな影響がある場合の雇用調整助成金の特例措置については、雇用への影響についても注視しているところであり、中東情勢の悪化がコロナ禍同様、あるいはそれ以上に雇用の維持に深刻な影響を及ぼす場合には、必要な支援策について、国や県に対して要望していきます。

事業者に対する、特別の融資、休業補償、光熱費や家賃など固定費の補助、税、社会保障の支払い猶予措置等について、まずは、県の経済変動対策融資や市の小規模事業者小口資金融資制度の活用を促進します。今後も、国や県の動向を踏まえ、適切に対応していきます。

次に、リユース、リサイクル、ごみ減量化等の推進についてです。

市では、これまでも市民や事業者の皆さまのご協力の下、資源物やその他プラスチック類などの分別収集によるリサイクルの推進やごみの減量に取り組んでいます。

さらに、市が収集した衣類を再利用につなげるため、事業者を通じ、東南アジアなどに古着として輸出しているほか、制服などのリユースを行う市民の活動を補助しています。

また、市の広報紙に毎月「ふえふき環境ニュース」を掲載し、ごみの分別収集や減量化に向けた取り組みの周知を図っています。引き続き、資源の有効活用を推進し、ごみの減量化に取り組んでいきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

再質問を行います。

事業者への対応について、県と連携しながら観光商工課窓口にて相談を受け付けているということですが、実際にどのような相談があったのか、お聞きします。

○議長（神宮司正人君）

答弁を求めます。

角田産業観光部長。

○産業観光部長（角田一満君）

河野智子議員の再質問にお答えします。

商工観光課の窓口において相談を受け付けておりますが、今のところ相談はありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありますか。

河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

今後、イランとアメリカの合意が成立したとしても、戦闘が開始される前の状態には戻らず、影響は続くといえます。

現在、影響を受けている事業者にとって、この影響が長引けば、倒産、廃業といった事態も考えられます。市内の事業者の声を聞き取り、大きな影響を受けた事業者に対し市独自の支援を行うとともに、国や県に対しても支援を求めていただきたいと思います。

次に、带状疱疹ワクチンの定期接種以外の年齢への助成について伺います。

带状疱疹は、過去に水疱（水ぼうそう）にかかったときに、体の中に潜伏した水疱带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経に沿って、典型的には体の左右どちらかに帯状に、ときに痛みを伴う水疱が出現する病気であり、合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「带状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障を来すこともあるといえます。带状疱疹

疹は70歳代で発症する方が最も多いということです。

带状疱疹ワクチンは2025年度から、65歳の方などへの予防接種が、定期接種法に基づく定期接種の対象になりました。

2029年度までの5年間の経過措置として、その年度内に70・75・80・85・90・95・100歳となる方も対象となります。

定期接種の年齢が5歳刻みであるため、定期接種の年齢になる前に带状疱疹になる可能性があり、定期接種を早く受けたいと思っても、金額が高額なので躊躇する方もいます。

多くの自治体がワクチン接種に対し独自の助成制度を設けていましたが、国の制度となったため独自制度を止めた自治体もありますが、いくつかの自治体では2025年以降も続けています。

都留市では、50歳以上の方を任意接種の対象とし助成しており、北杜市では50歳、55歳、60歳の方を任意接種の助成対象としています。

実際に带状疱疹になった方の中には重症で入院し、痛みが続いている方もいます。個人差はあると思いますが、带状疱疹による痛みはかなりつらいそうで、ワクチン接種していない人は、早くしたほうが良いとおっしゃっていました。

定期接種は、4年間の対象とならない期間があるため、定期接種になる前に自費でワクチン接種をした方や、これから接種する方は、自治体による任意接種への助成を望む声があります。

以下伺います。

1. 昨年度に定期接種した人の年齢別の人数と割合はどのくらいだったでしょうか。
2. 昨年度に任意でワクチン接種した人の人数は何人でしょうか。
3. 昨年度、带状疱疹にかかった人の人数は何人でしょうか。また、治療にかかった医療費の総額はいくらだったでしょうか。
4. 带状疱疹の定期接種を受けられるのは一生に一回のタイミングしかなく、その年齢を逃せば定期接種を受けられません。定期接種前に受けたい、定期接種の年に受けられなかったという人のために、笛吹市でも任意接種の助成をしてはどうでしょうか。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

岩間保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩間正剛君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、昨年度に定期予防接種を受けた人の年齢別の人数と割合についてです。

令和7年度に带状疱疹ワクチンの定期予防接種を受けた年齢別人数と接種率については、65歳が322人、38.5%、70歳が271人、31.0%、75歳が240人、24.0%、80歳が122人、21.5%、85歳が107人、17.8%、90歳以上が74人、11.2%です。

次に、昨年度、任意接種を受けた人数についてです。

予防接種法に基づく、定期接種については、医療機関から市に対して、接種の報告義務がありますが、任意接種については、市に対して、報告の必要がないため、接種した人数は把握していません。

次に、昨年度、带状疱疹にかかった人数と医療費の総額についてです。

带状疱疹は、感染症法に基づき医療機関から市に対して、届出が必要な疾病ではないため、市では带状疱疹の患者人数および治療に要した医療費の総額を把握することはできません。

次に、任意予防接種の助成についてです。

市では、予防接種法に基づき各種ワクチンの定期予防接種を実施しており、成人を対象とした任意予防接種に対して費用助成は行っていません。

特に、带状疱疹ワクチンの定期予防接種については、定期予防接種の対象年齢である65歳を超えた方でも、接種の機会を得られるよう、令和7年度から令和11年度までの5年間は、経過措置を設けているため、現在のところ、任意予防接種費用の助成を行う予定はありません。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

再質問を行います。

市として、带状疱疹にかかった人の人数は把握しておらず、带状疱疹ワクチンの任意接種の助成については行う予定がないということでした。

带状疱疹の年代別発症率を宮崎県の医療機関で調べた調査がありますが、その調査によると、50代から带状疱疹の発症率は高くなり、70代でピークに達し、80歳までに約3人に一人が带状疱疹になるそうです。

しかし、笛吹市の昨年の定期接種を受けた人の割合は、高齢者になるほど減っています。これらのことから、高齢者ほどワクチンを早く接種すべきと考えます。

5年間の経過措置がありますが、定期接種の対象となる年齢までに接種を待っている間にかかってしまう可能性もあり、定期接種の対象とならない年齢の高齢者で一度もかかったことのない人、ワクチン接種をしたことのない人に対して、市の助成を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩間正剛君）

河野智子議員の再質問にお答えします。

先ほども答弁したとおり、本市におきましては、予防接種法に基づいて定期接種の各種ワクチンの定期接種を実施しております。また、带状疱疹ワクチンについては5年間の経過措置を設けているところもありますので、今のところ任意接種費用の助成を行う予定はありません。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

带状疱疹にかかった人は、その痛みから予防接種を受けておけばよかったと言います。そして、周りの人にも予防接種を勧めます。

昨年、定期接種の対象であった方は、定期接種を受けずにいたら、今年、带状疱疹にかかり、定期接種を受けなかったことを後悔していました。

免疫力が低下する高齢者は带状疱疹にかかりやすくなりますので、高齢者に対しては特に予防接種を受けるよう周知していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（神宮司正人君）

以上で、河野智子君の質疑および質問を終了いたします。

次に、通告に従い、海野利比古君の質疑および質問を許可いたします。

16番、海野利比古君。

○16番議員（海野利比古君）

笛新会の海野でございます。

議長の許可をいただきましたので、以下質問に入らせていただきます。

質問に入る前に、私の質問に関連する記事が、今朝の山日の今日の歴史というところに、青少年の健全育成などを目的に、日本スポーツ少年団が創立されました。日本体育協会の創立50周年記念事業として、当初の団員は数100人だったが、各地に団体が誕生。団員数が50万人超の日本最大の青少年スポーツ団体に育ったという記事が載っておりましたので、一言ご紹介して、質問に入ります。

本年5月、関越自動車道におきまして、新潟市北越高校の部活動遠征中に起きた事故は、尊い命が失われ、多くの生徒や関係者が深い悲しみと衝撃を受ける重大な事故でありました。

亡くなられた方に心から哀悼の意を表するとともに、負傷された方々の1日も早い回復をお祈り申し上げます。

本件は、単なる個別の事故として終わらせるべきではありません。私は、この痛ましい事故は、学校教育活動における安全管理システムの欠陥、さらには部活動地域展開時代における制度上の危機が露呈したものであると考えます。

事故の後の学校、運転手、委託会社など、それぞれの主張は責任の所在が曖昧であることが明らかになりました。

しかし、本来問うべきは、誰が悪かったのかではなく、事故を未然に防ぐ体制が存在したのかであります。

先月、文部科学省は、学校活動におけるバス利用の安全確保通知を発出し、学校危機管理マニュアルの整備や校外活動時の安全確保を求めています。

その前段階ですが、富士宮市では、令和6年1月に中学校部活動ガイドラインの一部を改訂し、校長承認の年間活動計画や月間計画をもとに、保護者への説明を義務付けるなど、安全確保を重視する運営体制を整えています。

さらに、部活動の地域展開を見据え、外部指導者の活用や地域連携について、制度設計の検討も進めております。

また、富士市におきましては、令和7年7月に中学校部活動ガイドラインの一部を改訂し、重大事故につながりやすい競技については、専門的知識を持つ外部指導者の配置、複数顧問体制、安全な施設設備の担保なども明示しています。

しかし一方で、こうした先進自治体をはじめ、「遠征時の輸送安全」、すなわち、運転手の資格、健康確認、労働時間管理、アルコールチェックのほか、バス会社の安全審査、深夜運行制

限、緊急時の責任体制等々を具体的に制度化している自治体は、全国的にまだまだ多くないのが現状です。

私は、今回の事故は、「部活動の指導」ではなく、「生徒移送の安全管理」に制度の空白があったことを示した事故であると考えます。

さらに、近年、教員の働き方改革に伴い、部活動は学校単独運営から、地域クラブ化や民間指導者の活用が進んでいます。スポーツ庁も、学校部活動と地域クラブ活動を一体的に進める方針を示していますが、「指導の外部化」が進む一方で、「安全管理責任の制度化」が追いついていないことに、私は大きな危機感を持っています。

特に、現場では、「保護者負担を抑えたい」「遠征費を安くしたい」、そういう思いから、価格優先での輸送手段選定が起こりやすく、その結果、安全確認や運転手管理が十分でない運行につながる危険性も否定できません。

これに加え、部活動の多様化や競技レベルの向上に伴い、遠征の頻度や距離も増加傾向にあります。

こうした環境下での安全管理は、より緻密な対応が必要になると思います。

そのため、単なる形式的なルールではなく、現場で実効性を持つ具体的な措置や体制整備が求められています。

私は、今後必要なのは、笛吹市独自の「学校遠征安全基準」を制度化し、責任と安全確認を明確にすることであると考えます。

単に試合をするためだけの遠征ではありません。学校や教育委員会が、目に見えない安全を制度として担保し、生徒が安心して活動できる環境があつてこそ、全力で競技に打ち込むことができるのではないかと考えます。

そして、ここが、私の一番言いたいところでございますが。平穩無事に帰宅してこそ、はじめて、教育活動が完結するのであります。

また、安全管理体制の強化は一朝一夕に成し遂げられるものではありません。取り組みの中で重要なことは、保護者、生徒、教職員および地域クラブ関係者など、相互に情報共有すること、また、多様な立場の声を反映させることであると考えます。市としてもオープンな環境で課題解決に向き合い、継続的な見直しを行う姿勢が不可欠であります。

最後に、生徒たちの未来を守るため、「安全第一」の理念のもと、制度の充実と現場への徹底を図ること、教育に携わる全ての者が協力し、命を守る確かな安全管理体制を築くことが、私たち大人の責務であると強く訴え、以下、質問いたします。

1. 現在、中学校部活動の遠征はどのような対応をしているか。
2. 部活動や、部活動の地域展開に伴う地域クラブが、民間バスを利用して遠征する場合、笛吹市には保護者の負担軽減を目的とした補助制度などは設けられているか。
3. 国が発出した「部活動の遠征時における安全確保」に関する通知には、どのような具体的内容や指導事項が示されているのか。
4. 部活動や地域クラブの遠征において、何よりも「安全性の確保」を最優先にした基準や制度が必要だと考えるが、市の見解はいかがですか。

以上、4点お尋ねいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

海野利比古議員の一般質問にお答えいたします。

まず、中学校部活動の遠征における現在の対応についてです。

本市における中学校部活動の遠征については、公式大会に限り、市有バスや民間バスを使用して実施しています。

市有バスの使用については、笛吹市有バス使用規程に基づき、管財課長がバスの管理責任者となり、市の責任の下、道路交通法に則った安全運転管理を行い、管財課配属の運転手が運行しています。

一方、民間バスの使用については、学校教育課が旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者を選定しています。事業者は、道路運送法に基づき、運行管理者を定め、事業者の責任において、関係法令に基づく体制と運行管理を実施しています。いずれの場合においても、教員がバスに同乗しています。

また、公式大会以外の練習試合では、生徒は自転車で会場へ向かうか、保護者が送迎する等の対応としています。

なお、公式大会、練習試合のいずれの場合においても、教員が生徒の送迎を行うことはしていません。

次に、部活動や部活動の地域展開で民間バスを利用して遠征する場合における、保護者の負担軽減を目的とした補助制度についてです。

中学校部活動において公式大会に参加する際に、民間バスを利用することがありますが、民間バスの利用に係る費用については市で予算化しているため、保護者の負担はありません。

また、笛吹市立中学校の生徒が、関東大会や全国大会に出場する場合には、「笛吹市立中学校 関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱」に基づき、保護者を対象に、生徒の交通費や宿泊費等を補助しており、遠征にかかる保護者の負担軽減に取り組んでいます。

中学校部活動の地域展開に伴う地域クラブにおいて、遠征時に民間バスを利用する場合については、令和8年度は、一つの地域クラブを市が試行的に運営しているため、中学校部活動に準じた対応としており、保護者の負担はありません。

次に、国が発出した通知の具体的内容や指示事項についてです。

令和8年5月19日付けの文部科学省スポーツ庁通知「部活動の遠征等における安全確保について」では、「部活動の移動も含めた校外活動時の安全確保について」「事業者と適切な契約の締結等について」「遠征等の必要性や移動手段の検討について」「部活動中の安全確保と事故発生時の対応について」の4項目を含め、部活動の実施に係る安全・安心の確保については、顧問の教員等任せにせず、所管する教育委員会など学校の設置者や学校組織全体で対応に当たることが示されています。

次に、部活動や地域クラブの遠征における「安全性の確保」を最優先にした基準や制度についてです。

市内各中学校では、平成30年2月に文部科学省が策定した「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」に基づき「危機管理マニュアル」を、平成30年3月に県教育委員会が策定した「やまなし運動部活動ガイドライン」に基づき、「部活動ガイドライン」を策定しており、部活動中の安全管理の徹底に努めています。

しかし、「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」や「やまなし運動部活動ガイドライン」には、部活動の遠征時の安全確保と事故発生時における適切な対応に関する記載がほとんどありません。

令和8年5月19日付けの文部科学省スポーツ庁通知「部活動の遠征時における安全確保について」を踏まえ、市教育委員会と各中学校が連携し、「危機管理マニュアル」および「部活動ガイドライン」について早急に見直しを行い、部活動の遠征時における生徒の安全確保に努め、遠征先への移動を含めた事故防止に万全を期していきます。

地域クラブについては、令和8年度は市が試行的に運営しているため、中学校部活動の安全管理に準じた対応としていますが、今後は、地域クラブに適した、安全管理のための具体的な基準や、手順を盛り込んだ危機管理マニュアルを作成し、関係者への周知や研修を行い、遠征時の安全確保に努めていきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

海野利比古君。

○16番議員（海野利比古君）

明快なご答弁ありがとうございました。

通知やガイドラインがあることは理解いたしました。また、市としても様々な取り組みを実施されていることに感謝申し上げます。それを踏まえて、私の意見を述べさせていただきたいと存じます。

今、ご答弁があったように、様々な施策を講じていただいているおかげでしょうか、令和7年度、令和8年度に市立中学校で挙げた数々の成績を一部ご披露させていただきたいと思っておりますが、令和7年度の第76回山梨県中学校総合体育大会ソフトテニス男子団体優勝・石和中学校、同じくサッカー男子優勝・石和中学校、第43回山梨県中学校新人野球大会軟式野球優勝・石和中学、第45回山梨県中学校ソフトテニス新人大会ソフトテニス女子団体優勝・浅川中学校、第40回山梨県中学校新人弓道大会男子団体優勝・石和中学校。これが7年度の主な成績です。

続きまして、令和8年度にも素晴らしい成績を今までに残しております。

第72回山梨県中学校選抜野球大会軟式野球優勝・石和中学校、第46回山梨県中学校選手権弓道大会男子団体優勝・石和中学校、以上、主だったものだけをご紹介させていただいたんですが、それが今、ご答弁いただいた数々の手厚い方策のもとに誕生したこの成績だと思われるので、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、こういう素晴らしい部活動における市の取り組みがあることによって、この先、子どもたちも安心して部活動に取り組んでいけるのではないかと思います。

その延長線上には、山下市長がテーマに掲げる「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」と、このテーマに沿ったことで、子育てに希望を持てるまち、子育てのしやすいまちというレッテルが大きく貼られれば、この先の人口減少対策の柱にもなる施策にも育つような気がいたします。

引き続き、山下市政には、この中学校スポーツ少年団等に対する手厚い政策を実行していただいて、ぜひ続けていただきたい。

その見据える先には、2021年東京オリンピックで金メダリスト、乙黒拓斗さん、それか

ら、2026年、ミラノ・コルチナオリンピックの小山玲弥さん、こういったオリンピックが二人も出ている笛吹市でございます。この先もますます子どもたちに明るい未来があるように、私は感じられてなりません、マニュアルや通知は事故後の説明材料ではなく、事故を防ぐものであることは言うまでもありませんが、現場で確実に機能しなければ、子どもたちの安全は守られません。

そこで、実効性を備え、保護者の費用負担の適用範囲をより拡充し、また、教職員の業務負担をより軽減することを配慮した取り組みを期待してやみません。

最後になりますが、私の私事でございますが、今現在、孫が5人おりまして、上の4人は、石和中学校の1年生で陸上部、石和南小学校に3人おりまして、5年生がスポーツ少年団のバドミントン、4年生はダンススクール、3年生はスポーツ少年団、少林寺拳法と、それぞれ今言ったような手厚い保護の下で一流の選手になるかなというふうに、ジジバカでございますが、期待をしております。

最後に一つだけ、この5月18日に5人目が生まれましたので、一言だけ、山廬の飯田龍太先生の句をご紹介します。閉じたいと思います。

「抱く吾子も梅雨の重みといふべしや」

龍太。ということで、5人目の孫のご披露させていただきながら、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、海野利比古君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

14番、保坂利定君。

○14番議員（保坂利定君）

笛新会の保坂でございます。

海野議員の学校部活動遠征における安全管理体制についての関連質問を行います。

現在の対応については、公式大会に限り、市営バスについては市の責任のもと、道路交通法に基づいて、あるいは民間バスの場合は事業者の責任のもと、道路運送法に基づいて運行管理を行っているということでご説明、答弁がありました。

また、安全性の基準と制度については、文部科学省の策定した学校危機管理マニュアル作成の手引きに基づき、危機管理マニュアル、あるいは県教委の運動部活動ガイドラインに基づいて安全管理に努めていらっしゃるということで、状況はよく分かりました。

しかしながら、これらには部活動の遠征時の安全確保、事故発生時の適切な対応について記載がないということで、これらをどうするかということですが、5月のスポーツ庁の通知を踏まえ、子どもたちの未来を守る安全第一主義を早急に見直しを行うという答弁でございますけれども、この見直しに関する市の教育委員会としての具体的な基本的な方針、考え方をもう少し具体的に、できれば教育長からご答弁をお願いをしたいと思います。

当局の答弁を求めます。

望月教育長。

○教育長（望月栄一君）

保坂利定議員の関連質問にお答えをいたします。

議員からご指摘をいただきましたけれども、先月発出されました文部科学省、スポーツ庁からの通知、部活動の遠征等における安全確保についてをですね、まずは踏まえて、部活動ガイドラインや学校の危機管理マニュアルを見直していくというふうなことでございます。

部活動に係る具体的な内容につきましては、中学校とよく連携をし、対応していくことになりますけれども、まずは計画段階の安全管理、そしてまた、民間バス契約時の確認事項、保護者関係者との情報共有、そしてまた当日の安全確認、緊急時の対応、市教師教育委員会や学校全体での取り組み、こういった内容を盛り込むことで、生徒の安全確保を最優先にした管理体制、こういったものをきちんと整備、構築をしていきたいというふうに思うところでございます。

今後とも、子どもたちがしっかりとスポーツあるいは文化活動に取り組めるような、そんな体制を築いていきたいというふうに思います。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

関連質疑・質問はありますか。

保坂利定君。

○14番議員（保坂利定君）

教育長、ありがとうございました。

県では、国の方針を受けまして、今年度3月にやまなし部活動改革、やまなし地域クラブ活動の推進に関する総合的なガイドラインを策定したと聞いております。

これを参考にして、地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる意識のもと、すべての生徒の豊かで幅広い活動機会の推進と、多種多様な活動に参加できる環境整備、あるいは安全管理体制に努めていくということでもありますので、この趣旨に沿って、私ども笛吹市も、ぜひ環境整備、安全管理体制の構築に努めてもらいたいと、これを申し上げて、私の関連質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

関連質疑・質問を終わります。

ただいま議題になっております議案第47号から議案第67号までの21案については、お手元に配付してあります、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日、6月24日から6月29日までは、議案調査のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日6月24日から6月29日までは休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は、6月30日午後1時30分から再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時54分

令和 8 年

笛吹市議会第 2 回定例会

6 月 3 0 日

令和 8 年笛吹市議会第 2 回定例会

1. 議 事 日 程 (第 3 号)

令和 8 年 6 月 3 0 日
午後 1 時 3 0 分開議
於 議 場

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 4 7 号 | 笛吹市林野火災予防条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 4 8 号 | 笛吹市行政手続条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 4 9 号 | 笛吹市長等の損害賠償責任の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 5 0 号 | 笛吹市印鑑条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 5 1 号 | 令和 8 年度笛吹市一般会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 6 | 議案第 5 2 号 | 令和 8 年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 7 | 議案第 5 3 号 | 令和 8 年度笛吹市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 8 | 議案第 5 4 号 | 令和 8 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 9 | 議案第 5 5 号 | 令和 8 年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 6 号 | 令和 8 年度笛吹市水道事業会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 7 号 | 令和 8 年度笛吹市春日居地区温泉給湯事業会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 8 号 | 令和 8 年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 9 号 | 令和 8 年度笛吹市農業集落排水事業会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 1 4 | 議案第 6 0 号 | 契約の締結について (石和第一保育所建設工事 (建設主体) (債務)) |
| 日程第 1 5 | 議案第 6 1 号 | 動産の取得について (笛吹市統合書庫書架購入) |
| 日程第 1 6 | 議案第 6 2 号 | 動産の取得について (本庁執務室レイアウト改修備品購入 (3 期)) |
| 日程第 1 7 | 議案第 6 3 号 | 動産の取得について (電源照明車購入 (明許)) |
| 日程第 1 8 | 議案第 6 4 号 | 動産の取得について (高規格救急自動車購入 (救急 2) (明許)) |
| 日程第 1 9 | 議案第 6 5 号 | 動産の取得について (消防ポンプ自動車購入 (明許)) |
| 日程第 2 0 | 議案第 6 6 号 | 契約の締結について (石和清流館整備工事 (建築主体) (債務)) |
| 日程第 2 1 | 議案第 6 7 号 | 契約の締結について (石和清流館整備工事 (電気設備) (債務)) |

日程第22 議案第68号 動産の取得について（水槽付ポンプ車購入（一宮分団西機動
隊）（明許））

日程第23 同意第2号 農業委員会委員の任命について

日程第20 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

3. 欠席議員

（ な し ）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	小 林 匡
総合政策部長	小 澤 宏 之	会 計 管 理 者	佐 藤 みのり
市民生活部長	太 田 孝 生	保健福祉部長	岩 間 正 剛
子供すこやか部長	田 中 暁 子	産業観光部長	角 田 一 満
建 設 部 長	堀 内 正 博	公営企業部長	金 井 久
教 育 部 長	手 塚 克 己	総 務 課 長	坪 寛
政 策 課 長	荻 原 昭	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	柿 嶋 秋 人		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	橘 田 美 穂 子
議 会 書 記	小 澤 卓 也

○議長（神宮司正人君）

ただいまの出席議員は19名でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。また、携帯電話の電源は切るかマナーモードに設定していただくようお願いいたします。なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

現在、夏季の軽装の取り組みが行われています。議場内での上着の着用についても、個人の判断に委ねます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（神宮司正人君）

日程第1 議案第47号から日程第21 議案第67号までを一括議題といたします。

本案につきましては、今定例会初日6月12日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会に付託しております案件につきまして、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、山田宏司君。

○総務常任委員長（山田宏司君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る、6月23日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、6月24日、25日の2日間の日程により、委員会を開催し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

去る6月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、6月24日、25日の2日間の日程により委員会を開催し、委員出席のもと関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査に当たり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第51号 「令和8年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）」について

総務部総務課の審査では、コミュニティ助成事業において、一般財団法人自治総合センターの令和8年度コミュニティ助成事業助成金の申請および採択状況はとの問いに対し、「コミュニティセンター助成事業に1件、一般コミュニティ助成事業に6件の申請を行い、コミュニティセンター助成事業において石和町今井区が採択となった」との回答がありました。

議案第64号 「動産の取得について（高規格救急自動車購入（救急2）（明許）」について

消防本部消防課の審査では、現在、笛吹市で所有している救急車について何台あるかとの問いに対し、「現在4台の救急車が現場に配属されている。その中で、車検、点検、故障、物損事故等があった際の予備として1台、計5台を保有している」との回答がありました。

さらに、救急件数に対し、救急車が不足した場合の対応はどうなっているのかとの問いに対し、「保有している救急車5台が稼働し不足した場合は、東山梨消防本部、富士五湖消防本部との協定により相互協力をしている」との回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第47号 「笛吹市林野火災予防条例の制定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第48号 「笛吹市行政手続条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第49号 「笛吹市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第50号 「笛吹市印鑑条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第51号 「令和8年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民生活部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

消防本部所管項目について賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

会計課所管項目について賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議会事務局所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第61号 「動産の取得について（笛吹市陶業書庫書架購入）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第62号 「動産の取得について（本庁執務室レイアウト改修備品購入（3期）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第63号 「動産の取得について（電源照明車購入（明記）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第64号 「動産の取得について（高規格救急自動車購入（救急2）（明許）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第65号 「動産の取得について（消防ポンプ自動車購入（明許）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第51号 「令和8年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）について」につきましては、

各常任委員会に分割付託しておりますので、3 常任委員会委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第47号から議案第50号を議題といたします。

お諮りいたします。

本4案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案についての委員長報告は、可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第47号から議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第61号から議案第65号を議題といたします。

お諮りします。

本5案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本5案についての委員長報告は、可決です。

本5案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第61号から議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、教育厚生常任委員会に付託してあります案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、神澤敏美君。

○教育厚生常任委員長（神澤敏美君）

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

去る、6月23日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、6月24日、25日の2日間の日程により、委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第51号 「令和8年度一般会計補正予算（第1号）について」、保健福祉部福祉総務会の審査では、境川デイサービス施設整備事業の補正予算について、さらに詳しい説明を求めたところ、現在、笛吹市社会福祉協議会が八代・境川デイサービスの事業所として使用している八代福祉センターは、個別施設計画では令和6年度に民間譲渡の計画となっていました、し

かし、近隣のデイサービス事業所の閉鎖に伴い、地域における安定した介護サービスの確保のため、社協が八代福祉センターをデイサービスの事業所として継続利用することになったことから施設の改修計画を検討していた。ところが、施設の老朽化が激しく、2階建ての施設を改修するためには多額の改修費用が必要となる見込みとなったため、境川支所の旧デイサービス部分を改修し、八代・境川サービス事業の事業所として使用することを検討する目的で、調査・設計業務費を補正予算に計上したとの説明がありました。

委員からは、社協のデイサービス事業の計画も確認しながら、計画的な施設設備が必要だと感じる。今後、調査と結果についてはあらかじめ報告してほしい。サービス利用者に不便が生じないように配慮し、進める必要がある。

などの意見がありました。

教育委員会教育総務課の審査では、学校体育館等空調設備整備事業の補正予算について、さらに詳しい説明を求めたところ、当初、令和8年度から令和12年度までの5年計画により、毎年度5施設から6施設ずつ設計および工事施工を行うサイクルで予算計上していたが、発注方法も整備期間を見直したことにより、全体経費の削減も見込まれることが判明した。

これにより、整理期間を令和8年度から令和10年度の3カ年計画に変更し、今年度5施設分としていた工事設計業務委託費を11施設分の整備事業委託費とするため、補正予算を計上した。

また、体育館等は、避難所等としても利用される施設であることから、早期の整備を目指すとの説明がありました。

委員からは、猛暑が続く昨今の状況から、体育施設への空調設備設置を前倒しして行うことに加え、工夫して有利な条件の財源を充当することは大変ありがたいことであるとの意見がありました。

なお、令和7年請願第3号「訪問介護報酬の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うとことを国に求める意見書提出に関する請願書」については、継続審査となりました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第51号「令和8年度一般会計補正予算（第1号）について」、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

子どもすこやか部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民生活部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第52号「令和8年度市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第53号「令和8年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第54号「令和8年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第55号「令和8年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第60号 「契約の締結について（石和第一保育所建設工事（建築主体）（債務）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第66号 「契約の締結について（石和清流館整備工事（建築主体）（債務）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第67号 「契約の締結について（石和清流館整備工事（電気設備）（債務）」賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第51号につきましては、先ほど申し上げたとおり各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第52号から議案第55号を議題といたします。

お諮りいたします。

本4案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本4案についての委員長報告は、可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第52号から議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第60号、議案第66号および議案第67号を議題といたします。

お諮りいたします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本3案についての委員長報告は、可決です。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第60号、議案第66号および議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、落合俊美君。

○建設経済常任委員長（落合俊美君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

去る、6月23日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、6月24日、25日の2日間の日程により、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第51号「令和8年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）について」、産業観光部農林振興課の審査では、経営開始支援資金交付事業等、新規就農者に対する補助事業の助成対象要件について説明を求めたところ、「年齢は18歳から50歳未満で、県の農業大学校など公的な機関で2年間研修し、耕作面積の要件はないが、就農してから5年後の所得が250万円を超えるような計画を作成した認定新規就農者であること」との説明がありました。

建設部土木課の審査では、道路橋梁費補助金、地域未来交付金（デジタル実装型TYPE A）の詳細について尋ねたところ、「平成24年の笹子トンネルの天井板落下事故に、事故を契機に国の指導により全国の道路管理者が一斉に点検を行うこととなり、本市においても、平成26年に管理している道路付属物について個別に点検を行った。

国のガイドラインにより定期的に点検することになっており、今回、地域未来交付金を活用し、道路照明・標識の点検を行い、情報をデジタル化し、公開することで、事業費の2分の1の交付金を受けられるものである」との回答がありました。

公営企業部の審査では、大舟水源の井戸掘削工事に対する出資について質問があり、「昨年末から降雨が少なく、水源の原水である沢の水が枯渇し始めたため、近隣の崩山浄水場から原水を運搬作業により対応してきたが、気象条件によって変動があり、今後も原水枯渇の可能性があることから、市役所内で協議を行い、大舟水源敷地内に井戸を掘削することとした」との説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告をいたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第51号 「令和8年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）について」のうち、農業委員会産業観光部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第56号 「令和8年度笛吹市水道事業会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第57号 「令和8年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第58号 「令和8年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第59号 「令和8年度笛吹市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第51号につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

議案第56号から議案第59号を議題といたします。

お諮りします。

本4案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本4案についての委員長報告は、可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第59号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了いたしました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第51号「令和8年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とし、討論を行います。

はじめに、反対討論を許します。

（ な し ）

賛成討論を許します。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより議案第51号の採決を行います。

本案に対する3常任委員会の委員長報告は、全て可決です。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 1時59分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

ただいま市長より追加議案1案および同意案件1案が提出されました。

議案第68号「動産の取得について（水槽付ポンプ車購入（一宮分団西機動隊）（明許）」

同意第2号「農業委員会委員の任命について」

お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長(神宮司正人君)

これより日程第22 議案第68号および日程第23 議案第2号を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

山下政樹市長。

○市長(山下政樹君)

今回、追加提案しました案件について、概要をご説明申し上げます。

提出しました案件は、その他の議案1件、同意案件1件、合せて2件です。

はじめに、その他の議案です。

動産の取得については、消防団施設等整備計画に基づき更新する笛吹市消防団、一宮分団西機動隊の水素付ポンプ車の購入に伴い、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

続きまして、同意案件です。

農業委員会委員の任命については、本年8月31日をもって農業委員会委員の任期が満了することに伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、委員の任命について議会の同意を求めるものです。

任命者については、原野博氏、菱山一氏、佐藤美智雄氏、飯島弘一氏、小澤弘樹氏、御崎昭男氏、雨宮新作氏、古屋悟氏、岩間浩氏、古屋純司氏、古屋寿一氏、須田富士男氏、中山誠氏、鶴見一正氏、角田公男氏、岡和彦氏、窪田一浩氏、飯島功氏、柴垣玲子氏の19人です。

任期は令和8年9月1日から3年間です。

以上、追加提出しました案件についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(神宮司正人君)

市長の説明が終わりました。

日程第22 議案第68号からの質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

以上で、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第68号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

この後、常任委員会を開催し、議案審査を行います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中、総務常任委員会において、議案第68号の審査をお願いいたします。

なお、教育厚生常任委員会、建設経済常任委員会の各委員および関係以外の執行部の皆さん

方はお待ちをいただき、委員会の審査が終了しましたら再開をいたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時20分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

議案第68号を議題といたします。

先ほど総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長、山田宏司君。

○総務常任委員長（山田宏司君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

本日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第68号 「動産の取得について（水槽付ポンプ車購入（一宮分団西機動隊）（明許）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

議案第68号の討論を行います。

はじめに、反対討論を許します。

（ な し ）

次に、賛成討論を許します。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより議案第68号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第23 同意第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっており同意第2号については、開議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第2号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより同意第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより同意第2号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決しました。

○議長(神宮司正人君)

日程第24 「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本件については各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありますのでこれを許します。

市長、山下政樹君。

○市長(山下政樹君)

令和8年市議会第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会は、6月12日から本日まで19日間の日程で開催をされました。

議員各位におかれましては、慎重な審議に努めていただき、感謝を申し上げます。

本会議および各委員会においていただきました様々なご質問については、市政推進のために生かしていきたいと思っております。

6月26日、午後10時29分ごろ、山梨県東部・富士五湖を震源とする最大震度6弱の地震が発生し、本市においても震度5弱を観測をしました。市では、笛吹市地域防災計画の市職員配備基準に基づき、午後11時に総務部長を本部長とする災害警戒本部を設置し、市役所各課、行政区、消防団による市内の被害状況の確認を行い、27日午前2時30分まで被害状況の確認を終了し、大きな被害がなかったことから、災害警戒本部体制を解散しました。

折しも、台風7号・8号の接近に伴い、降雨量の増大が予想されたことから、地震による地盤の緩みに起因した土砂災害の発生が懸念される状況でした。このため、市では、地震に伴う災害警戒本部体制を解散した後も、台風接近に伴う警報配備体制を維持し、職員によるパトロールや気象情報の注視を徹底してまいりました。

この度の地震により、学校、社会教育施設の天井材の一部落下、行政区の公民館施設の外壁の一部落下、ひび割れや民家の室内の壁にひびが入るなどの被害が確認をされました。

幸い、現時点において地震および台風による人的な被害は確認されておらず、まずは胸を撫で下ろしているところです。引き続き、被害状況の確認に努めるとともに、復旧に向けて対応していきます。

議員、行政区長、消防団員各位をはじめ、市民の皆さまにおかれましては、大きな不安の中、冷静に行動をし、また、地域の安全確認に多大なるご協力をいただきましたことに深く感謝を申し上げます。

今後、改めて今回の対応について検証を行い、防災体制の強化に全力を注いでまいります。

こうした自然災害への備えと同時に、市民の皆さまに、日頃の暮らしを守り抜くことも、市政の根幹をなす極めて重要な使命です。現在、物価高騰が市民生活や市内経済に影響を及ぼしている中、市としては、機を逃さず、迅速かつ的確な支援を講じていく必要があります。

今議会の開会前の6月5日には、国は中東情勢が不透明である中、経済活動や国民の暮らしに支障が生じないよう、地域の実情に応じた支援を実施するため、令和8年度一般会計予算を補正し、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を増額措置しました。

これを受けて、現在、市では本交付金の充当事業を検討しているところです。

今後、国の補正予算の内容を踏まえ、市民生活の安定と向上のため、直ちに補正予算を編成し、本交付金を活用した事業を実施してまいります。

さて、3月の令和8年第1回定例会では、飯田蛇笏・龍太が生涯を過ごした山廬施設を飯田蛇笏・龍太記念館として、改めて一般公開することにちなみ、一句引用しました。

記念館は、開館以来、本市の文化振興や観光振興の拠点として歩みを進めています。

今回は、これから迎える本格的な夏を前に、龍太の清々しい一句を引用したいと思います。

「どの子にも 涼しく風の 吹く日かな」

夏の日差しの中で屈託なく遊ぶ子どもたち、そのどの子にも心地よい涼風が吹き抜けていく。そんな穏やかな情景が目に見えそうです。私はこの句に接し、本市の未来を担う子どもたち一人ひとりの幸せと、健やかな成長を支えていきたいと、思いを新たにしました。

市では、子どもたちの学びや成長の機会を確保することを目的に、食事の提供、学習支援、体験活動の提供など、子どもと地域住民が交流できる場としての「こどもの居場所づくり」に取り組む団体に対し、開設準備や運営に係る補助金を交付しています。

6月24日現在、3団体から申請があり、こども食堂や、自然体験教室が実施されています。

今後も、子どもたちの健やかな成長を地域全体で支えるため、「こどもの居場所づくり」を推進していきます。

出産を控えた妊婦とその配偶者が安心して出産、子育てができるよう、出産前後における準備に向けた支援として、「マタニティスクール」を開催しています。保健師、管理栄養士、助産師が講師となり、健康管理や育児の基本についての講座、抱っこやおむつ交換などの育児体験を行っています。

令和8年度は、全12回の開催予定のうち2回をこれまでに実施をし、29人の参加がありました。講座や体験を通じて、少しでも出産や育児に対する不安を解消してほしいと考えています。引き続き、安心して出産、子育てができるよう支援をしていきます。

路地桃の出荷がちよひめ、はなよめを皮切りに本格的に始まりました。生産者の皆さまの努

力が実り、今年も品質の高い美味しい桃が出荷されていると伺っています。

今年度も、JAふえふきと桃、ぶどうの消費拡大に向けたトップセールスを行っています。

6月19日、20日には、東京大田市場と阪急百貨店大井町駅前店において、桃のトップセールスを行ってきました。

さらに、7月10日、11日には、東急百貨店さっぽろ店において、桃の消費拡大に向け、8月25日には東京豊洲市場において、シャインマスカットなど、ぶどうの消費拡大に向けてトップセールスを予定しています。

「桃・ぶどう日本一の郷」笛吹市の果実を、多くの人に味わってもらえるよう、積極的にPRしていきます。

7月6日には、ホテル石庭において、笛吹高校、山梨高校、塩山高校、青洲高校の就職を希望する生徒を対象とした企業説明会を実施します。

市内に事業所を置く企業が参加をし、8回目となる今回は、新規申し込み企業を含め、過去最多の60社の企業が参加する予定です。前途有望な高校生と地元企業とが会う有意義な機会となることを期待しています。

7月24日には、笛吹みんなの広場において、株式会社かんぼ生命保険、NHK、NPO法人全国ラジオ体操連盟が主催する「2026年度夏季巡回ラジオ体操・みんなの体操会」を開催します。

1953年の開始から70年以上続く全国各地で実施しているイベントで、ラジオの生放送の中、気軽に実践できる運動として、現在も多くの方に親しまれている「ラジオ体操」と、年齢・性別・障がいの有無を問わず、全ての人々が楽しく安心してできる体操として考案された「みんなの体操」を行います。本市においては、平成27年に清流公園で実施して以来、11年ぶりの開催で、清々しい朝の空気の中、世代を超えて多くの皆さまと一緒に体を動かし、地域の絆を深めるとともに、市民の皆さまの元気な声を全国に発信します。

議員の皆さまをはじめ、市内外から多くの方のご参加をお待ちしています。

7月20日から「笛吹市夏祭り」の幕開けとして「笛吹川石和鵜飼」を開催します。

8月16日まで、毎週水曜日、木曜日、土曜日、日曜日に開催しますので、目の前で繰り上げられる鵜飼の巧みな技を多くの皆さまにご覧いただきたいと思います。

8月22日には、「笛吹市夏祭り」のフィナーレを飾る、第62回石和温泉花火大会を開催します。

今年は打ち上げ場所を鵜飼橋から石和橋の間に集中させ、観客席の目の前で花火が打ち上がる迫力ある演出を予定しています。

多彩な花火が音楽に合わせて空一面に打ち上がる迫力ある光景をぜひ多くの方に楽しんでいただきたいと思います。

8月11日には、石和図書館において笛吹市観光大使を務めていただき、様々な分野でマルチな才能を発揮している高杉‘Jay’二郎さんが落語家、三枝亭二郎として、「三枝亭二郎真夏の階段らくご会」を開催します。

子どもから大人まで楽しめる演目をご披露いただきます。この夏、背筋がひんやりするお話を聞いていただき、多くの皆さまに涼しさを感じてもらいたいと思います。

10月4日には、スコレーセンターにおいて、「夢への挑戦、そして実現へ」をテーマに、スポーツ講演会を開催します。

読売ジャイアンツ、メジャーリーグ、ピッツバーグパイレーツの投手として活躍された桑田真澄さんをお招きし、トップアスリートとしての経験や考え方をお話いただきます。

詳細については、市の広報8月号でお知らせをし、8月上旬から申し込み参加申し込みを開始する予定です。

多くの皆さまにご参加をいただき、スポーツの楽しさ、夢を持つことの素晴らしさを感じてもらいたいと思います。

11月8日に開催する、第47回川中島合戦戦国絵巻では、今年は武田信玄公役に俳優の的場浩二さん、上杉謙信役に俳優でタレントの照英さんにご出演をいただき、お二人の迫力ある演技で力強い武将の姿を見せていただきます。

武田、上杉両軍入り乱れての総力戦に加え、米沢藩古式砲術保存会の皆さまによる迫力ある砲術披露、山梨県弓道連盟の皆さまによる弓隊の演舞など、様々な演出を予定していますので、ご期待をください。

ご覧いただく皆さまにも満足いただける内容となっていることはもちろん、参加される方には、武田家の上杉軍に扮して、運動会形式による戦いなど、楽しんでいただける内容をご用意していますので。

7月1日から開始する参加者募集にぜひお申し込みをください。

結びに、議員各位ならびに市民の皆さまにおかれましては、これから梅雨が明けます夏本番、暑さが厳しい季節を迎えますので、熱中症予防など健康に十分ご留意いただき、引き続き本市の発展のためご活躍をされることを祈念し、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上をもちまして、令和8年笛吹市議会第2回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時40分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	橘 田 美 穂 子
議 会 書 記	小 澤 卓 也